

一、本会議の審議概要

○昭和六十一年九月十一日 木曜日

開会 午前十時六分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員三池信君を議院に紹介した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員辞任の件

右の件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員星長治君、裁判官訴追委員松垣徳太郎君の辞

備

考

任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に岡田広君、熊谷太三郎君、鳩山威一郎君、矢田部理君、同予備員に吉川博君（第一順位）、倉田寛之君（第二順位）、佐藤昭夫君（第四順位を第三順位に変更）、橋本孝一郎君（第四順位）、裁判官訴追委員に大島友治君、中西一郎君、中村太郎君、小山一平君、猪熊重二君、同予備員に杉元恒雄君（第三順位を第一順位に変更）、水谷力君（第二順位）、及川順郎君（第三順位）、諫山博君（第四順位）、皇室会議予備議員に土屋義彦君（第一順位）、三治重信君（第二順位）、皇室経済会議予備議員に井上計君（第二順位）、検察官適格審査会委員に原文兵衛君、小野明君、同予備員に竹山裕君（原文兵衛君の予備委員）、吉川春子君（小野明君の予備委員）、国土審議会委員に河本嘉久蔵君、坂元親男君、初村滝一郎君、安永英雄君、服部信吾君、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に坂野重信君、宮田輝君、村沢牧君、三木忠雄君、北海道開発審議会委員に北修二君、古賀雷四郎君、対馬孝且君、日本ユネスコ国内委員会委員に後藤正夫君、山東昭子君、高木健太郎君、鉄道建設審議会委員に井上吉夫君、梶木又三君、穂山篤君を指名した。

休憩 午前十時十一分

再開 午後一時一分

日程第二 会期の件

右の件は、八十日間とすることに決した。

議員沖外夫君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、下条進一郎君が哀悼の辞を述べた。

散会 午後一時十一分

○昭和六十一年九月十二日 金曜日

開会 午後四時一分

国立国会図書館の館長の任命に関する件

右の件は、指宿清秀君の任命を全会一致をもって承認することに決した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、宇宙開発委員会委員に久良知章悟君を任命したことを承認することに決し、労働保険審査会委員に高橋久子君を任命したことを全会一致をもって承認することに決した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件

中曽根内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後四時三十七分

九・一一 開会式

(衆議院)

九・一二 国務大臣の演説

一六・一七 演説に対する質疑

○昭和六十一年九月十七日 水曜日

開会 午前十時二分

日程第一 一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

対馬孝且君、中村太郎君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

議院運営委員長から参議院の組織及び運営の改革に関する協議会について発言があつた。
散会 午後零時三十分

○昭和六十一年九月十八日 木曜日

開会 午前十時一分

日程第一 一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

田代富士男君、吉岡吉典君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時四十四分

再開 午後一時二分

休憩前に引続き、栗林卓司君、浜本万三君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後二時五分

○昭和六十一年十月十七日 金曜日

開会 午前十時一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、宇宙開発委員会委員に曾山克巳君、公害健康被害補償不服審査会委員に太田壽郎君、公安審査委員会委員に中谷瑾子君、運輸審議会委員に降矢敬雄君、柳井乃武夫君、日本放送協会経営委員会委員に大塚正士君、竹見淳一君を任命することに同意すること、ことに決し、公正取引委員会委員に伊従寛君、公害健康被害補償不服審査会委員に柳孝悌君、首尾木一君、日本放送協会経営委員会委員に前田四郎君、労働保険審査会委員に北村孝生君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。

日程第一 北方領土問題の解決促進に関する決議案（矢野俊比古君外八名発議）（委員

会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、矢野俊比古君から趣旨説明があつた後、全会一致をもつて可決された。

倉成外務大臣は、右の決議について所信を述べた。

散会 午前十時十分

○昭和六十一年十月二十四日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、日本国有鉄道の改革に関連する諸法案を審査するため委員三十五名から成る日本国有鉄道改革に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

散会 午前十時三分

○昭和六十一年十月二十九日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 日本国有鉄道改革法案、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案、新幹線鉄道保有機構法案、日本国有鉄道清算事業団法案、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案、鉄道事業法案、日本国有鉄道改革法等施行法案、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、日本鉄道株式会社法案（参第一号）、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案（参第二号）及び日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案（参第三号）（趣旨説明）

右は、橋本運輸大臣、葉梨自治大臣、本院議員村沢牧君から順次趣旨説明があつた後、赤桐操君、鶴岡洋君、小笠原貞子君、田淵哲也君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後一時三分

（衆議院議決）

一〇・二八

日本国有鉄道改革法案

（閣法第一号）（修正）

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案（閣法第二号）

新幹線鉄道保有機構法案（閣法第三号）

日本国有鉄道清算事業団法案（閣法第四号）

日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案（閣法第五号）

鉄道事業法案（閣法第六号）

日本国有鉄道改革法等施行法案（閣法第七号）

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

第八号）

○昭和六十一年十月三十一日 金曜日

開会 午後三時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件

宮澤大蔵大臣は、財政について演説をした。

右に対し、福田知之君、和田教美君、下田京子君、小西博行君は、それぞれ質疑をした。
議長は、質疑が終了したことを告げた。

日程第二 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後五時二十三分

○昭和六十一年十一月十一日 火曜日

開会 午後三時三十二分

日程第一 昭和六十一年度一般会計補正予算（第1号）

日程第二 昭和六十一年度特別会計補正予算（特第1号）

日程第三 昭和六十一年度政府関係機関補正予算（機第1号）

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午後三時五十五分

（衆議院）

一〇・三一

国務大臣の演説
演説に対する質疑

（衆議院議決）

一一・六

昭和六十一年度一般会計
補正予算（第1号）
昭和六十一年度特別会計
補正予算（特第1号）
昭和六十一年度政府関係
機関補正予算（機第1号）

○昭和六十一年十一月二十六日 水曜日

開会 午前十時一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、中央更生保護審査会委員に金平輝子君を任命することに全会一致をもつて同意することに決し、公安審査委員会委員に堀田勝二君、山内一夫君、電波監理審議会委員に生田正輝君、地方財政審議会委員に木下和夫君を任命することに同意することに決した。

老人保健法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、斎藤厚生大臣から趣旨説明があつた後、千葉景子君、中野鉄造君、沓脱タケ子君、勝木健司君がそれぞれ質疑をした。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、栗原国務大臣から趣旨説明があつた後、山本正和君、飯田忠雄君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

日程第二 特定地域中小企業対策臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を

（衆議院議決）

一一・二一 老人保健法等の一部を改正する法律案（閣法第九

号）（修正）

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第四 日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右の件は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて委員長報告のとおり是認することに決した。

日程第五 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後零時四十四分

○昭和六十一年十一月二十八日 金曜日

開会 午後一時二分

日程第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第二 昭和六十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣

提出、衆議院送付)

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

日程第五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

日程第六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

日程第七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

日程第八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

日程第九 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め

るの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）（第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付）

日程第二〇

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」（第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付）

日程第二一

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付）

日程第二二

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」（第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付）

日程第二三

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付）

右の十件は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて委員長報告（公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認）

のとおり決した。

日本国有鉄道改革法案（内閣提出、衆議院送付）

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

新幹線鉄道保有機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日本国有鉄道清算事業団法案（内閣提出、衆議院送付）

日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別

措置法案（内閣提出、衆議院送付）

鉄道事業法案（内閣提出、衆議院送付）

日本国有鉄道改革法等施行法案（内閣提出、衆議院送付）

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

案（内閣提出、衆議院送付）

右の八案は、日程に追加し、日本国有鉄道改革に関する特別委員長から委員会審査の経

過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午後二時十分

○昭和六十一年十二月十日 水曜日

開会 午前十時二分

雇用の安定に関する決議案（佐々木満君外六名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすること

一一・二八 衆議院会期延長議決（二

日間）

（衆議院議決）

一一・九

臨時行政改革推進審議会
設置法案（閣法第一八号）

に決し、佐々木満君から趣旨説明があつた後、全会一致をもつて可決された。

平井労働大臣は、右の決議について所信を述べた。

臨時行政改革推進審議会設置法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、玉置國務大臣から趣旨説明があつた後、山口哲夫君、片上公人君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午前十一時三十二分

○昭和六十一年十二月十九日 金曜日

開会 午前十時三分

日程第一 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二 臨時行政改革推進審議会設置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の五案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一、第二及び第四は可決、第三及び第五は全会一致をもつて可決された。

日程第六 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第七 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第八 老人保健法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、委員長報告のとおり修正議決された。

休憩 午前十一時六分

再開 午後二時一分

昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第九乃至第三二の請願

右の請願は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長外六委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

（衆議院議決）

一一・一九

老人保健法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）（参議院回付案に同意）

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

決算委員会

一、昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書

一、昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後二時七分

二、議案の審議経過

(1) 議案案件數表

決 議 案	決 算 新 規	決 算 新 規	予 備 費 新 規	承 認	議 決	条 約	予 算	衆 法		参 法		閣 法			
								衆 繼	新 規	参 繼	新 規	衆 繼	参 繼	新 規	
四	四		六		衆 繼 一〇	一	三		九		三			二 八	提 出
二	一				一〇	一	三		一					二 四	成 立
	三														参 議 院 繼 続 未 了
二			六						四		三			一	衆 議 院 繼 続 未 了
									四					三	備 考

(2) 議案件名一覧

●内閣提出法律案（二八件）

●両院通過（二四件）

- 一 日本国有鉄道改革法案（修）
- 二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案
- 三 新幹線鉄道保有機構法案
- 四 日本国有鉄道清算事業団法案
- 五 日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案
- 六 鉄道事業法案
- 七 日本国有鉄道改革法等施行法案
- 八 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
- 九 老人保健法等の一部を改正する法律案（修）

（件名の上の数字は提出番号、件名の下の《修》は本院修正、《修》は衆議院修正を示す）

《修》（衆議院同意）

- 一〇 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
- 一四 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案
- 一六 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
- 一七 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
- 一八 臨時行政改革推進審議会設置法案
- 一九 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
- 二〇 昭和六十年年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
- 二一 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 二二 特定地域中小企業対策臨時措置法案
- 二三 中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業

転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案

二四 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

二五 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

二六 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

二七 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

二八 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院継続（一件）

一一 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案

●衆議院未了（三件）

一二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

一三 職業安定法等の一部を改正する法律案

一五 地方自治法の一部を改正する法律案

●本院議員提出法律案（三件）

●本院未了（三件）

一 日本鉄道株式会社法案

二 日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案

三 日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案

●衆議院議員提出法律案（九件）

●両院通過（一件）

九 昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案

●衆議院継続（四件）

四 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

五 中水道の整備の促進に関する法律案

六 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案

七 北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案

●衆議院未了(四件)

- 一 日本鉄道株式会社法案
- 二 日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案
- 三 日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案
- 八 北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案

●予算(三件)

●両院通過(三件)

- 一 昭和六十一年度一般会計補正予算(第1号)
- 二 昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)
- 三 昭和六十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

●条約(一件)

●両院通過(一件)

- 一 千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

●議決を求めるの件(一〇件)(いずれも衆議院において前国会から継続)

●両院通過(一〇件)

- | | |
|-------------|--|
| 第百六回
国会一 | 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係) |
| 第百六回
国会二 | 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係) |
| 第百六回
国会三 | 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係) |
| 第百六回
国会四 | 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係) |
| 第百六回
国会五 | 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係) |
| 第百六回
国会六 | 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定 |

第百六回
国会七

定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄
千葉動力車労働組合関係）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本
林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業
員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を
含む。）」）

第百六回
国会八

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本
林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業
員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）
及び定期作業員」）

第百六回
国会九

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林
野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員
（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を
含む。）」）

第百六回
国会一〇

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林
野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員

（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及
び定期作業員」）

●予備費等承諾を求めるの件（六件）

●衆議院継続（六件）

○昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁
所管使用調書

○昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁
所管使用調書

○昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費
増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

○昭和六十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所
管使用調書（その１）

○昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所
管使用調書（その１）

○昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増
額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

●決算その他（四件）

●議決（二件）

○日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百四回国会提出）

●継続（三件）

○昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納会整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書（第百四回国会提出）

○昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百四回国会提出）

○昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百四回国会提出）

●決議案（四件）

●可決（二件）

三 北方領土問題の解決促進に関する決議案

四 雇用の安定に関する決議案

●未了（二件）

一 大型間接税導入とマル優制度廃止の計画中止を求める決議案

二 S D I 構想への参加中止に関する決議案

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（七件）

番号	件名	先議院	提出 月日	参議院			衆議院			備考
				付託 委員会	議決 委員会	議決 本会議	付託 委員会	議決 委員会	議決 本会議	
10	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	衆	六、九二	六二、二六 (予)	六二、三九 可決	六二、三〇 可決	六二、〇二 可決	六二、二〇 可決	六二、二三 可決	衆本会議趣旨説明 六二、〇二 参本会議趣旨説明 二二、二六
14	地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案	〃	九二七	二二、七 (予)	二二、六 可決	二二、九 可決	二〇、三 可決	二二、七 可決	二二、七 可決	
16	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案	〃	九二七	九二、七 (予)	一〇、〇 可決	一〇、三 可決	九二、七 可決	一〇、三 可決	一〇、三 可決	
18	臨時行政改革推進審議会設置法案	〃	一〇、三	一一、〇 可決	一一、八 可決	一一、九 可決	一〇、〇 可決	一一、九 可決	一一、九 可決	衆本会議趣旨説明 一〇、三 参本会議趣旨説明 一一、〇
24	一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	一〇、三	一〇、三 (予)	一一、八 可決	一一、九 可決	一〇、三 可決	一一、九 可決	一一、二 可決	
25	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	一〇、三	一〇、三 (予)	一一、八 可決	一一、九 可決	一〇、三 可決	一一、九 可決	一一、二 可決	
26	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	〃	一〇、三	一〇、三 (予)	一一、八 可決	一一、九 可決	一〇、三 可決	一一、九 可決	一一、二 可決	

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

一、防衛庁設置法の一部改正

艦艇の就役、航空機の取得及び防衛庁中央指揮所の整備等に伴い、自衛官の定数を海上自衛隊については三百五十二人増員して四万五千五百五十一人に、航空自衛隊については二百三十一人増員して四万七千六十五人に、統合幕僚会議については二十三人増員して百五十二人とし、合わせて六百六人増加することにより、全体としての自衛官定数を二十七万二千七百六十八人とすること。

二、自衛隊法の一部改正

1 自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を陸上自衛隊について千人増加し、航空自衛隊についても予備自衛官制度を新設して三百人とし、合計四万四千九百人とすること。

2 有線電気通信設備、無線設備及び船舶の防衛上の重要性及び防護の緊要度が高まったことに伴い、自衛官

が武器を使用して防護することが出来る対象にこれらを加えること。

3 国の機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による国賓等の輸送を行うことができることとし、また、自衛隊は、国賓等の輸送の用に主として供するための航空機を保有することができるとすること。

4 市町村の境界が変更されたことに伴い、中部航空方面隊司令部の所在地を入間市から狭山市に名称変更を行うこと。

三、本法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題になりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、第一に、艦艇の就役、航空機の取得及び中央指揮所の二十四時間運用態勢の確保等に伴い、自衛官の定数を海上自衛隊三百五十二人、航空自衛隊二百三十一人、統合幕僚会議二十三人、合わせて六百六人増加

することにより、自衛官の総定数を二十七万二千七百六十八人とすること。第二に、自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を陸上自衛隊に千人増加するとともに、航空自衛隊に三百人新設し、合わせて千三百人増加することにより予備自衛官の総数を四万四千九百人とすること。第三に、船舶及び有線電気通信設備等の防衛上の重要性及び防護の緊要度が高まつたことに伴い、自衛官が武器を使用して防護することができる対象にこれらを加えること。

第四に、国の機関から依頼があつた場合には、航空機による国賓等の輸送を行うことができることとし、そのための航空機を自衛隊が保有できることとするものであります。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど熱心な審査が行われました。

その主な質疑の内容は、自衛官の定数増と充足率との関連、予備自衛官の増員理由と将来構想、武器を使用して防護できる対象の拡大理由、防衛計画の大綱の見直し、大綱水準達成とGNP一％との関連等のほか、洋上防空構想、在日米軍労務費負担、日米共同統合演習、事前協議制度等広範多岐にわたっておりますが、その詳細は、会議録により御承知願いたいと存じます。

採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して久保田理事より反対、自由民主党を代表して大城理事より賛成、公明党・国民会議を代表して峯山委員より反対、民社党・国民連合を代表して柳澤委員より賛成、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案（閣法第一四号）

要旨

本案は、昭和六十年七月二十二日付臨時行政改革推進審議会の「行政改革の推進方策に関する答申」において指摘された機関委任事務及び国・地方を通ずる許認可権限等に係る事項のうち、地方公共団体の自主性・自律性を強化しつつ、地域の実情に合った総合的、効率的な行政の実現及び事務運営の簡素化を図る観点から、機関委任事務及び

国・地方を通ずる許認可権限等について、法律改正を要する十一省庁四十三法律（重複する法律を除く純計）、六十一事項を取りまとめて整理合理化を行おうとするものである。つて、その主な内容は次のとおりである。

一、機関委任事務の整理合理化関係（三十四法律、五十事項）

1 調理師試験及び宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を民間に委譲するなど、十事項を廃止すること（十法律の改正）。

2 老人ホーム、保育所及び精神薄弱者援護施設等への入所等に関する事務など、三十三事項を市町村等の事務（団体委任事務）とすること（十七法律の改正）。

3 簡易専用水道に係る知事の給水停止命令等の権限を保健所設置市の長に委譲するなど、市町村において処理することが効率的なもの五事項を市町村に委譲すること（五法律の改正）。

4 電源開発調整審議会が関係都道府県知事から意見を聴取する場合に、当該都道府県知事の出席を要しないものとするなど、二事項の事務を整理合理化すること（二法律の改正）。

二、国・地方を通ずる許認可権限等の整理合理化関係（十一法律、十一事項）

一の都道府県域内で事業を行う社会福祉法人の設立認可等の権限を厚生大臣から都道府県知事に委譲するなど、国が直接処理していた事務十一事項を都道府県知事へ委譲すること（十一法律の改正）。

三、本法律は、一部を除き公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました五件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案は、地方公共団体の自主性・自律性を強化しつつ、地域の実情に合った総合的、効率的な行政の実現及び事務運営の簡素化を図る観点から昭和六十年七月の臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨に沿つて、五十事項の機関委任事務及び十一事項の国・地方を通ずる許認可権限等の整理及び合理化を図るため、十一

省庁四十三法律にわたる改正を一括して行おうとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の趣旨と地方自治強化との関連、機関委任事務増加の原因と抑制策、機関委任事務を団体委任事務とする場合の留意点、保育所の入所措置等に係る基準政令の定め方等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録により御承知願いたいと存じます。採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、八項目にわたる附帯決議が行われました。

次に、臨時行政改革推進審議会設置法案は、行政改革の推進が引き続き要請されている現下の情勢にかんがみ、また、去る六月の臨時行政改革推進審議会の最終答申を踏まえて、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、改めて臨時行政改革推進審議会を設置しようとするものであります。審議会の

構成は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する非常勤の委員七人をもつて組織することとしております。

なお、審議会は政令で定める施行期日から三年を経過した日に廃止することとしております。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣の出席を求めるなど熱心な審査が行われました。

その主な質疑の内容は、増税なき財政再建と行革推進との関係、新行革審設置の理由と諮問事項、審議会の運営及び委員選任の基本方針等広範多岐にわたっておりますが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して久保田理事より反対、公明党・国民会議を代表して峯山委員より賛成、日本共産党を代表して内藤委員より反対、民社党・国民連合を代表して柳澤委員より賛成の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、給与関係三法律案について申し上げます。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法

律案は、去る八月の人事院勧告を完全実施するため、一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額を本年四月一日から平均二・三%引き上げるとともに、医師等に対する初任給調整手当及び扶養、宿日直等の各手当を改定するほか、筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置についての人事院勧告の期限を昭和七十一年十二月三十一日まで、十年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与と改定に伴い、特別職の職員の俸給月額を改定するほか、内閣総理大臣及び国務大臣の給与の一部返納について、所要の特例措置を講じようとするものであります。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与と改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、官民較差五%未満の場合の勧告のあり方、完全実施に対する政府の決意等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、一般職職員給与法改正案に賛成、特別職職員給与法改正案に反対、防衛庁職員給与法改正案に棄権する旨の発言がありました。討論を終わり、順次採決の結果、一般職職員給与法改正案は全会一致、特別職職員給与法改正案は多数、防衛庁職員給与法改正案は全会一致をもつてそれぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和六十一年八月一日付の意見の申し出にかんがみ、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対する災害補償制度に関し、年金たる補償に係る平均給与額に年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定する等の所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のと

おりである。

一、年金たる補償に係る平均給与額の改正

(一) 年金たる補償に係る平均給与額について、人事院規則で定める年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を定め、被災職員の平均給与額が、当該職員の年齢の属する年齢階層に係る最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合には、それぞれ当該最低限度額又は最高限度額を当該職員の平均給与額とすること。

なお、最低限度額及び最高限度額は、労働者災害補償保険制度において用いられる額を考慮して人事院が定めることとする。

(二) この改正の施行時において年金たる補償を受ける権利を有している者については、施行時における当該年金たる補償に係る平均給与額が(一)の最高限度額を超える場合には、当該平均給与額を基礎として年金たる補償の額を算定することとし、その超える間、年金たる補償の額の自動改定は行わないこととすること。

二、通勤の定義に関する規定の整備

通勤災害について、保護の対象となる通勤の範囲を人事院規則で具体的に定めることとすること。

三、収監中の者に対する休業補償の取り扱い

監獄等に収容されている者には、休業補償を支給しないこととすること。

四、施行期日

年金たる補償に係る平均給与額の改正については昭和六十二年二月一日、通勤の定義に関する規定の整備及び収監中の者に対する休業補償の取り扱いについては昭和六十二年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、去る八月一日付の人事院の国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申し出にかんがみ、年金たる補償に係る平均給与額に年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定するとともに、通勤の定義に関する規定の整備を行い、あわせて監獄等に収容されている者に対して休業補償を支給しないこととするほか、所要の規定の整備を行うものであるとあります。

委員会におきましては、災害補償の法的性格、限度額設定の是非、社会経済情勢の変化に即応する通勤災害の範囲の拡大、収監中の職員に対して休業補償を支給しないことの取り扱い等のほか行政監察のあり方及び官民給与較差五%未満の場合の人事院勧告のあり方についても質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言がありました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、災害の予防及び職業病の発生防止のため努力すること等二項目にわたる自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る附帯決議が付されました。

以上、御報告を申し上げます。

臨時行政改革推進審議会設置法案（閣法第一八号）

要旨

本案は、行政改革の推進が引き続き要請されている現下の情勢にかんがみ、また、本年六月十日に提出された臨時行政改革推進審議会の最終答申を踏まえ、総理府に改めて臨時行政改革推進審議会を設置しようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、臨時行政改革推進審議会を設置すること。

二、審議会は、行政改革に関し臨時行政調査会の行った答申並びに存置期間を迎え解散した臨時行政改革推進審議会の述べた意見及び行つた答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮問に応じて答申すること。

三、審議会は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する非常勤の委員七人をもつて組織すること。

四、審議会は、行政機関の長等に対して、資料の提出等の必要な協力を求めることができるほか、行政機関等の運

営状況を調査することができるものとする。

五、審議会は、本法律施行日から起算して三年を経過した日に廃止すること。

六、本法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

二七ページ参照

一般職の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第二四号)

要旨

本案は、昭和六十一年八月十二日付の人事院の一般職の職員の給与に関する勧告にかんがみ、一般職の職員の給与等に関する法律について所要の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を平均二・三%、五千六百二十

九円引き上げること。

二、諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十三万五千元(現行二十三万円)に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を四万二千五百元(現行四万二千元)に引き上げること。

2 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万五千元(現行一万四千元)に、配偶者のない職員の扶養親族のうち一人に係る支給月額を一万元(現行九千五百元)に引き上げること。

3 宿日直手当について、勤務一回当たりの支給限度額を、通常の宿日直勤務にあつては二千三百元(現行千六百元)、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては一万二千元(現行一万元)に、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては四千二百元

(現行三千二百円)に引き上げ、また、これらの宿日直勤務が土曜日等の退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、その支給の限度額をそれぞれ三千四百五十円(現行二千四百円)、一万八千円(現行一万五千円)、六千三百円(現行四千八百円)に引き上げること。また、常直的な宿日直勤務についての支給月額の限度額を一万三千円(現行一万千円)に引き上げること。

4 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給の限度額を日額二万五千四百円(現行二万四千八百円)に引き上げること。

5 筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置についての人事院の勧告の期限を昭和七十一年十二月三十一日に改めること。

三、施行期日

本法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用すること。ただし、宿日直手当に関する改正規定は、昭和六十二年一月一日から施行すること。

委員長報告

二七ページ参照

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第二五号)

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣の俸給月額を百七十六万六千円(現行百七十二万五千円)、国務大臣等の俸給月額を百二十八万八千円(現行百二十五万八千円)、内閣法制局長官等の俸給月額を百二十三万千円(現行百二十万二千円)とし、その他政務次官以下の俸給月額を百四万九千円から九十一万千円(現行百二万五千円から八十九万円)の範囲内で改定すること。

二、大使及び公使の俸給月額を百二十三万千円から八十一万円(現行百二十万二千円から七十九万千円)の範囲内で改定すること。

三、秘書官の俸給月額を四十一万三千二百円から二十万三

千百円（現行四十万三千九百円から十九万八千五百円）の範囲内で改定すること。

四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額を四万五千二百円（現行四万四千二百円）及び二万五千四百円（現行二万四千八百円）にそれぞれ改定すること。

五、内閣総理大臣及び国務大臣の給与の一部返納について、所要の特例措置を講ずること。

六、旧国際科学技術博覧会政府代表の俸給月額については、昭和六十一年九月十五日までの間は、百三万九千円（現行百一万五千円）であつたものとする。

七、本法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用する。

委員長報告

二七ページ参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参事官等俸給表の俸給月額を平均二・三％並びに自衛官に適用される自衛官俸給表の俸給月額を平均二・四％それぞれ引き上げること。

二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を六万六千八百円（現行六万四千九百円）に増額すること。

三、営舎外居住を許可された自衛官に支給される営外手当の月額を六千六百十円（現行六千九十円）に増額すること。

四、本法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用すること。

委員長報告

二七ページ参照

內閣提出法律案（二件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
17	地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案	衆	六、九、二七	付託 委員会議決 六、九、二七 (予)可 六、二二、二六 決可 六、二二、二六 決	付託 委員会議決 六、九、二七 可 六、二二、二六 決可 六、二二、二六 決	
21	地方交付税法等の一部を改正する法律案	〃	一〇、三、二二	付託 委員会議決 一〇、三、二二 (予)可 一〇、三、二二 決可 一〇、三、二二 決	付託 委員会議決 一〇、三、二二 可 一〇、三、二二 決可 一〇、三、二二 決	

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

要目

本案は、別途提出されている「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案」の改正内容と同様の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、年金たる補償に係る平均給与額の改正

(一) 年金たる補償の額の算定の基礎となる平均給与額について、自治省令で定める年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を定め、年金たる補償を受ける者の平均給与額が、この最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合には、この最低限度額又は最高限度額をその者の平均給与額とする。

なお、この最低限度額及び最高限度額は、労働者災害補償保険制度において用いられる額を考慮して自治

大臣が定める。

(二) (一)にかかわらず、経過措置として、この改正の施行前から年金たる補償を受ける権利を有している者であつて、施行時における平均給与額が(一)の最高限度額を超えているものについては、施行前の平均給与額を基礎として年金たる補償の額を算定することとし、その超える間、年金たる補償の額の自動改定は行わない。

二、通勤の定義に関する規定の整備
通勤災害の対象となる通勤の範囲を自治省令で具体的に定める。

三、収監中の者に対する休業補償の取り扱い
監獄等に収容されている者には、休業補償を支給しない。

四、施行期日
年金たる補償に係る平均給与額の改正については昭和六十二年二月一日、通勤の定義に関する規定の整備及び収監中の者に対する休業補償の取り扱いについては昭和六十二年四月一日から施行する。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員災害補償制度が改正されることに伴い、地方公務員災害補償制度についても同様の措置を講じようとするものでございまして、年金たる補償に係る平均給与額について年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を設けること、通勤災害における通勤の定義及び収監中の職員に対する休業補償の取り扱いについて所要の規定の整備を行うことを主な内容とするものでございます。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、基金の業務運営の改善、通勤災害に対する保護の拡大等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、公務災害の防止対策推進等に関する附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

要旨

今回の一般会計補正予算において、所得税及び法人税の収入見込額の合計額が一兆四千七十億円減少となることに伴い、これらの税を基礎とする地方交付税交付金を四千五百二億四千万円減額することとしているが、本案は、現下の地方財政の状況にかんがみ、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を四千五百二億四千万円増額し、昭和六十年年度の地方交付税の総額を確保しようとするものである。なお、借入金の償還は、昭和六十七年度から昭和七十六年度までの各年度において行うこととしている。

委員長報告

地方交付税法等の一部を改正する法律案について御報告いたします。

今回の一般会計補正予算においては、所得税及び法人税の減少見込み額が計上され、これらの税を基礎とする地方交付税財源も減額されることとなりましたが、本法律案は、このような事態に対処するため、交付税及び譲与税配付金特別会計において四千五百二億四千万円を借り入れて、昭和六十一年度分の地方交付税の総額を確保することを主な

内容とするものでございます。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、特例措置のあり方、税制改革と地方財源の確保等の問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論を行いましたところ、本法律案に対し、日本社会党・護憲共同を代表して志苦委員、公明党・国民会議を代表して馬場委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して抜山委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して出口委員より賛成の意見が述べられました。

次いで採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方交付税の長期的安定確保等を求める附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

○法務委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 付託 委員会 議決 議決 議決	衆議院 付託 委員会 議決 議決 議決	備考
27	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六、一〇、三十一	六、一〇、三十一 (予) 可決 六、一二、八 可決 六、一二、九 可決	六、一〇、三十一 可決 六、一二、九 可決 六、一二、二一 可決	
28	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	"	一〇、三十一	一〇、三十一 (予) 可決 一二、八 可決 一二、九 可決	一〇、三十一 可決 一二、九 可決 一二、二一 可決	

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二十七号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額
の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおり
である。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官
の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別
職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額す
る。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、
おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の
俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和六十一年四月一日にさかのぼって

行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、今回の給与改定及び人事院勧告の妥当性、判事補の初任給のあり方、裁判官の報酬における上厚下薄の傾向等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、両法案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和六十一年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

上掲委員長報告参照

○外務委員会

条約
(一件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
1	千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件	衆	大正一〇、七月	付託 委員会議決 （予）承認 大正一〇、七月 大正一一、二月 大正一一、三月	付託 委員会議決 大正一〇、七月 大正一一、四月 大正一一、六月	

千九百八十六年の國際小麦協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

要目

一九七一年の国際小麦協定は、小麦その他の穀物の貿易等に関する情報交換等について定める小麦貿易規約及び開発途上国に対する食糧援助について定める食糧援助規約により構成されていたが、本年六月三十日に失効することとなつてゐた。

本協定は、一九七一年の国際小麦協定に代わるものとし

て、本年三月に成立したものであり、一九七一年の協定との主な相違点は次のとおりである。

一、小麦貿易規約

- 1 規約の対象として小麦以外の穀物を加えたこと。
- 2 穀物に関する各国の政策の動向等について定期的報告を行い、また、情報交換及び特別研究のための措置をとることを明文化したこと。
- 3 国際小麦理事会の会合に対するオブザーバーの出席について規定を設けたこと。

4 国際小麦理事会の議決により、規約の有効期間を順

次二年を超えない期間延長することができるとの規定を設けたこと。

二、食糧援助規約

1 援助に使用し得る穀物として、「ミレット」（「あわ」、「ひえ」、「きび」等の総称）及び「人間の消費に適するその他の種類の穀物で食糧援助委員会が定めるもの」を加えたこと。

2 欧州経済共同体及びフィンランドの年間最小抛出货量を増加し、合計抛出货量を七百五十九万二千トンから七百六十一万七千トンに増加したこと（わが国の年間最小抛出货量は従来どおり三十万トン）。

3 緊急事態等の場合において、適当なときは、本船渡し価格に加えて抛出貨物の輸送費を負担することが奨励されると規定したこと。

4 食糧用の穀物のかんりの不作が一又は二以上の特定の地域における所得の低い開発途上国において生じた場合のための特別規定を設けたこと。

なお、わが国は本年六月三十日に両規約の暫定的適用宣言を行っている。

委員長報告

ただいま議題となりました一九八六年の国際小麦協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、一九七一年の国際小麦協定にかわるものでありまして、小麦貿易規約と食糧援助規約とから成っております。そのうち小麦貿易規約は、小麦その他の穀物に関する情報交換等について規定したものであり、また食糧援助規約は、開発途上国に対する食糧援助について規定したものであります。

委員会におきましては、小麦の需給動向、食糧援助の実施状況、本協定と経済条項との関連等に関して質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。昨二十五日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○大蔵委員会

內閣提出法律案（二件）

番号	件名	提出日	参議院	衆議院	備考
20	昭和六十年年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案	大正十三年六月十三日	付託委員会 議決	付託委員会 議決	

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月 日	本院へ提 出月 日	参議院		衆議院		備考
9	昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (六二二二九)	六二二二九	六二二二九	六二二二九 (予)	六二二二九 可決	六二二二九 可決	△ △ △ 六二二二九 可決	

昭和六十年年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第二〇号）

歌

本法律案は、歳入歳出の決算上の剰余金のうち二分の一

を下らない金額を公債又は借入金の償還財源に充てなければならぬこととしている財政法第六条第一項の規定について、昭和六十年度の剰余金については、これを適用しないこととするものである。

なお、昭和六十年度の剰余金は約四千四百五億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

昭和六十一年度におきましては、給与改善費を初めとする追加財政需要が相当程度に上る一方、税収は当初予算をかなり下回り、補正予算編成において既定経費の節減を行つてもなお財源不足の状況にあります。

本法律案は、このような厳しい財政事情のもとで特例公債の追加発行を回避するため、昭和六十年度歳入歳出の決算上の剰余金の全額を六十一年度補正予算の不足財源に充当することができるよう、財政法第六条第一項の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、特例公債発行下において減債基

金制度を維持することの意義、国債の金利負担軽減を重視する必要性、税制改革における税収中立性の考え方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案（衆第九号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、昭和六十二年分の所得税について、その負担の軽減を図るため、同年分の所得税に係る配偶者控除の額については、三十三万円に五万円を加算した金額とするものである。

なお、本法律施行に伴う昭和六十二年における租税の減収見込額は、約千三百三十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、さきに関係各党派間で合意を見た、いわゆる所得税減税問題の措置として、昭和六十二年分の所得税について、その負担の軽減を図るため、同年分の所得税に係る配偶者控除の額については、三十三万円に五万円を加算することとし、同年分の年末調整又は確定申告を通じて行おうとするものであります。

なお、本法施行に伴う租税の減収額は、昭和六十二年度約千三百三十億円と見込まれております。

委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○文教委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送	本院へ提	参議院	衆議院	備考
4	義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	馬場 昇 君 外 一 名 (六二、二、六)	付月日 六、二、二五	出月日	付託 委員会議決 委員会議決 委員会議決	付託 委員会議決 委員会議決 委員会議決	

內閣提出法律案（二件）

国会の議決を求めるの件（二〇件）

(衆) は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
106 1 国会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）			付託 委員 議決 議決 議決 議決	付託 委員 議決 議決 議決 議決	
106 2 国会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）					
106 3 国会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）					

106 10 国会	106 9 国会	106 8 国会	106 7 国会	106 6 国会	106 5 国会	106 4 国会
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）
（衆）						
			六一、七三			
			六一、二七			
			六一、二七 公共企業体等労働委員会の 裁定のとおり 実施すること を承認			
			六一、二八 公共企業体等労働委員会の 裁定のとおり 実施すること を承認			
			六一、九二			
			六一、二五 公共企業体等労働委員会の 裁定のとおり 実施すること を承認			
			六一、二七 公共企業体等労働委員会の 裁定のとおり 実施すること を承認			

老人保健法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

要旨

本法律案は、老人保健制度の長期的な安定等を図るため、一部負担金制度及び保険者の拠出金制度の改正、老人保健施設の創設、老人保健施設療養費の支給等の措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、外来の一部負担金の減額、加入者按分率の段階的引き上げ等の修正がなされている。

衆議院送付案の主な内容は次のとおりである。

一、老人保健法の一部改正

1 一部負担金の額を、外来一月四百円を八百円（政府原案では千円）に、入院については、二カ月間の限度を撤廃して、一日三百円を五百円に改めること。

2 保険者の拠出金算定に当たり、加入者按分率を一〇〇%とすること。

ただし、昭和六十一年度の十二月一日以降は八〇%、昭和六十二年分から六十四年度までは九〇%とする（政府原案では、昭和六十二年以降一〇〇%）。

3 老人保健施設を創設し、新たな給付として老人保健

施設療養費を支給すること。

(1) 老人保健施設に関する事項

イ 「老人保健施設」とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療（以下「施設療養」という。）を行うとともに、その日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいうものとする。

ロ 都道府県知事は、営利を目的として、老人保健施設を開設しようとする者に対しては、許可を与えないことができること。

ハ 老人保健施設は、厚生省令で定める施設及び厚生省令で定める員数の従業員を有しなければならぬこと。

ニ 老人保健施設の開設者は、施設療養に関する業務を医師に管理させ、又は自ら管理しなければならないこと。

(2) 老人保健施設療養費の支給

イ 市町村長は、老人医療受給対象者が、老人保健施設から施設療養を受けたときは、当該施設療養に要した費用（食費その他の厚生省令で定める費用を除く。）について、老人保健施設療養費を支給すること。

ロ 老人保健施設療養費の額は定額とし、あらかじめ老人保健審議会の意見を聴いて厚生大臣が定めること。

ハ 老人保健施設療養費の支給に要する費用の負担は、現行の医療と同様とすること。

4 その他

(1) 老人保健審議会は、厚生大臣の諮問に応じ、老人保健に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 市町村は、医療等以外の保健事業の実施に当たっては、保健サービス及び福祉サービスとの連携及び調整に努めるとともに、その計画的推進を図らなければならないこと。

(3) 高度の医療を提供すると認められる医療機関において療養を受けた場合等に特定療養費を支給すること。

二、国民健康保険法の一部改正

1 保険者は、災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険料を滞納している世帯主又は組合員に対して、被保険者証を返還させ、被保険者資格証明書を交付することができるものとする。

2 被保険者資格証明書が交付されている世帯に属する被保険者に対しては、療養の給付及び特定療養費の支給は行わず、療養を受けたときは、療養費を支給するものとする。

3 保険者は、災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険料を滞納している世帯主又は組合員に対しては、厚生省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払いを一時差し止めることができるものとする。

三、医療法及び社会福祉事業法の一部改正

1 老人保健施設の収容定員数は、公的病床規制において、厚生省令の定めるところにより、地域の既存の病床数に算入すること。

2 生計困難者に対して無料又は低額な費用で老人保健施設を利用させる事業を、第二種社会福祉事業に加え

ること。

四、施行期日

この法律は、昭和六十一年十二月一日から施行すること（衆議院修正）。ただし、老人保健施設に関する事項等は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、関係審議会への諮問に関する事項等は、公布の日から施行する。

修正要旨

一、一部負担金関係

入院時一部負担金を四百円に改めること。

ただし、市町村民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者については、二月を限度とし、三百円とすること。

二、拠出金関係

政府は、この法律の施行後における老人医療費の動向等を勘案し、昭和六十五年度までの間に保険者の拠出金の算定方法等に関して検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

三、老人保健施設関係

1 老人保健施設等の法的位置づけ及びその適正な配置

について検討するものとする。

2 老人保健審議会の委員数を二十名以内から二十六名以内に増員すること。

3 施設療養費の額及び運営基準のうち医療の取り扱いに関する部分は、中央社会保険医療協議会で審議するものとする。

4 入所者の病状が急変した場合の緊急を要する医療以外の施設療養について、その平均的費用の額を基礎として施設療養費の額を定めるものとする。

5 老人保健施設は、都道府県知事の承認を受けた医師が管理しなければならないこととし、都道府県知事の承認を受けて医師以外の者に管理させることができることとする。

6 老人保健施設の許可の取り消しについては、都道府県医療審議会の意見を聴くものとする。

四、その他

1 厚生大臣の定める者が老人保健施設の試行的実施を行うこととする。

老人保健施設に関する規定の施行に際しては、その試行的実施の状況及び老人保健施設の運営等に関する

基本的事項について、国会に報告すること。

2 政府は、老人保健施設について必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、医療給付に対する外来一部負担金の割合が著しく高くなることがあることにかんがみ、必要があると認めるときは、外来一部負担金のあり方に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

五、施行期日

施行期日を昭和六十二年一月一日とすること。

委員長報告

ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の主なる内容は、第一に、一部負担金の額について、外来の場合、一月四百円を八百円に、入院の場合、期限を撤廃してその額を引き上げること。第二に、加入者按分率について、本則は一〇〇%とし、昭和六十五年度ま

で段階的に引き上げること。第三に、寝たきり老人等の要介護老人にふさわしい医療サービスと生活サービスを提供する施設として、老人保健施設を創設するとともに、この施設を利用する老人に対する新たな給付として老人保健施設療養費を支給すること。第四に、医療保険制度に準じて特定療養費制度を導入すること。第五に、国民健康保険法を改正し、正当な理由がないのに保険料を滞納している者に対し、給付を一時差し止める等の措置を講ずること等であります。

委員会におきましては、仙台市での地方公聴会、参考人からの意見聴取、地方行政委員会との連合審査を行うとともに、医療保険制度一元化の方向、一部負担引き上げによる受診抑制、保険外負担の実態、退職者医療制度の見込み違いの補てん、加入者按分率引き上げに伴う影響、老人保健施設の医療法における位置づけ・施設療養費の定額制、老人保健事業の実施状況、国民健康保険制度の抜本改正等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党を代表し、岩崎理事より、入院時一部負担金の額、拠出金算定方法に関する検討、老人

保健施設関係等についての修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合よりそれぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党より原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）（第百六回国会閣議第一号）

同（全国鉄施設労働組合関係）（第百六回国会閣議第二号）

同（国鉄労働組合関係）（第百六回国会閣議第三号）

同（国鉄動力車労働組合関係）（第百六回国会閣議第四号）

同（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（第百六回国会閣議第五号）

同（国鉄千葉動力車労働組合関係）（第百六回国会閣議第六号）

要旨

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和六十一年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、各裁定は、日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和六十一年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・四二%相当額に千三百十円を加えた額四千四百二十九円の原資をもつて引き上げるものである。

委員長報告

ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）外九件につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

各件は、日本国有鉄道及び林野庁所属の公共企業体等労働関係法上の職員について、その基準内賃金を、本年四月

一日以降、一人当たり、基準内賃金の一・四二%相当額に千三百十円を加えた額の原資をもつて引き上げること等を内容とする本年六月三日の仲裁裁定の実施につき、国会の議決を求めるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、各件はいずれも全会一致をもつて、仲裁裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」（第百六回国会閣議第七号）

同（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（第百六回国会閣議第八号）

同（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」（第百六回国会閣議第九号）

同（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常

勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（第百六回国会閣議第一〇号）

要旨

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和六十一年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、各裁定は、林野庁所属の公共企業体等労働関係法上の職員のうち、定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）の基準内賃金を、昭和六十一年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・四二%相当額に千三百十円を加えた額四千八百七十一円の原資をもつて引き上げるとともに、基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員の基準内賃金を、昭和六十一年四月一日以降、一人当たり、月額四千六百十円の原資をもつて引き上げるものである。

委員長報告

五二ページ参照

○商工委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先	提出 月日	参議院				衆議院				備考
22	特定地域中小企業対策臨時措置法案	衆	大正十三年 六月十	付 託	委員 議決	委員 議決	本院 議決	付 託	委員 議決	委員 議決	本院 議決	
23	中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業 転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律 案	〃	大正十三年 六月十	付 託	委員 議決	委員 議決	本院 議決	付 託	委員 議決	委員 議決	本院 議決	

特定地域中小企業対策臨時措置法案（閣法第二二二号）

要旨

本法律案は、円高の進展、北洋漁業規制の強化等により事業活動に著しい支障を生じている特定地域の中小企業者について、その経営の安定を図りつつ、新分野への進出等新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置を講ずることにより、これらの地域における経済の安定等に寄与

することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、特定地域の指定

最近における内外の経済的事情の著しい変化により大きな影響を受けている業種に属する事業所の事業活動が、地域経済において相当程度のウェイトをもつため、その地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じていると認められる地域を特定地域として政令で指定

する。

二、経済的環境適応計画の承認

特定地域の中小企業者であつてその事業活動に支障を生じているもの（特定中小企業者）等は、新商品の開発等新分野への進出に関する事業などに必要な措置に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができる。

三、承認を受けた特定中小企業者等に対する助成措置

承認を受けた特定中小企業者等が、計画に基づいて新分野への進出に関する事業等を行う際には、①信用保険の特例、②試験研究税制の特例、③地方税の特例、④設備近代化資金の償還猶予などの助成措置を講ずる。

四、資金の確保

国等は、承認を受けた中小企業者が計画を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

五、特定地域の活性化対策

特定地域の活性化を図るため、特定地域における工場の新増設を行う企業に対し、①機械等の特別償却、②買換資産の特例、③特別土地保有税の非課税などの助成措置を講ずる。

六、その他

国は、特定中小企業者のための下請取引の広域的あつせんの実施、特定地域における公共事業の実施等に関し、必要な配慮を加える。

七、法律の有効期間

この法律は、施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

委員長報告

ただいま議題となりました両案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定地域中小企業対策臨時措置法案は、円高の進展などにより、輸出型産地等の特定の地域において中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている状況にかんがみ、これらの中小企業者の新分野への進出等、新たな経済的環境への適応を円滑にするため、国等の資金の確保義務、中小企業信用保険の特例、税法上の特例その他の助成措置等を講ずることを定めたものであります。

次に、中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案は、円高などに

よつて経営の安定に支障を生じている中小企業者の事業資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険につき、倒産関連保証及び国際経済関連保証に係る無担保保険の限度額の別枠を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、特定地域の指定基準、中小企業金融のあり方等について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、日本共産党の市川理事より、特定地域中小企業対策臨時措置法案に対する修正案が提出されました。この修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取しましたところ、田村通産大臣より本修正案に反対である旨の発言がありました。

次いで、特定地域中小企業対策臨時措置法案について討論に入りましたが、発言もなく、採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案については、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、特定地域中小企業対策臨時措置法案に対し、七項目の附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）

要旨

本法律案は、最近における貿易事情の急激な変化に伴う内外の経済的事情の著しい変化等によつて経営の安定に支障を生じている中小企業者の事業資金の融通を円滑にするため、中小企業信用補完制度の拡充を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、中小企業信用保険法に基づく倒産関連保証について、その無担保保険の付保限度額の別枠を臨時に一千万円増額して二千万円とする。

二、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に基づく国際経済関連保証について、その無担保保険の付保限度額の別枠を一千万円増額して二千万円とする。

委員長報告

五六ページ参照

○通信委員会

NHK決算（一件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院				備考
		付託	委員会	議決	本院	
日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	六二、一二六 (第百四回国会)	六二、九二	六二、二五	六二、二六	六二、九二	百四回国会 百五回国会 百六回国会 未了
		議決	議決	議決	議決	

日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

委員長報告

ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十九年度決算に係るものでありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十九年度末における財産状況は、資産総額三千五十九億四千四百万円、負債総額千四百一億八千五百万円、資本総額千六百五十七億五千九百万円となっております。

また、当年度中の損益は、事業収入三千三百五十四億一千万円に対し、事業支出三千九十七億三千八百百万円であり、差し引き事業収支差金は二百五十六億七千二百百万円となっております。

このうち債務償還等に充てた資本支出充当額は八十億五千五百万円であり、この結果、事業収支剰余金は百七十六億一千七百万円となっております。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源に充てるものとしております。

本件には、会計検査院の記述すべき意見はない旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に執行されたかどうかを初め、今後の経営の見通し、事業運営の効率化施策、放送衛星の活用方策、国際放送の充実等の諸問題について、政府、会計検査院並びに協会当局に質疑を行い、慎重審議の結果、本件は全会一致をもつてこれを是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○建設委員会

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	提出者	予備送	本院へ提	参議院	衆議院	備考
5	件名	(月日)	付月日 出月日	付託 委員會議決 議決	付託 委員會議決 議決	
案	中水道の整備の促進に関する法律	伏木和雄君 外二名 (六二二五)	六二二五	(予)	六二二五 継続審査	

○予算委員会

予算（三件）

番号	件名	提出月日	参議院						衆議院						備考
1	昭和六十一年度一般会計補正予算（第1号）	六、一〇、三十一	付託	委員	託会	議決	議決	議決	付託	委員	託会	議決	議決	議決	
2	昭和六十一年度特別会計補正予算（特第1号）	一〇、三十一	（予）	二〇、三十一	可決	二、二	可決	一、二、二	（予）	二〇、三十一	可決	二、六	可決	一、二、六	
3	昭和六十一年度政府関係機関補正予算（機第1号）	一〇、三十一	（予）	二〇、三十一	可決	二、二	可決	一、二、二	（予）	二〇、三十一	可決	二、六	可決	一、二、六	

昭和六十一年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第一号） 昭和六十一年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第二号） 昭和六十一年度政府関係機関補正予算（機第1号）（閣予第三号）	の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。 今回の補正は、九月十九日、政府が決定した総合経済対策を推進するため、公共事業費の追加を行うほか、給与改善費等当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について措置を講ずることとしており、歳出の追加総額は一兆四千三十五億円となっております。
委員長報告	
ただいま議題となりました昭和六十一年度補正予算三案	

他方、既定経費の節減、普通国債償還財源の予算繰り入れ停止等によつて、一兆六千六百七十三億円の歳出削減を行つております。

歳入につきましては、最近までの収入実績にかんがみ、租税及び印紙収入、日銀納付金等の減額措置を講じ、不足する財源を補うため六十年度剰余金の受け入れ、建設公債の追加発行等を行うこととしております。

本補正の結果、昭和六十一年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し二千六百三十八億円減少し、五十三兆八千二百四十八億円となります。

また、一般会計予算の補正に関連して、国立学校特別会計等十六の特別会計と、国民金融公庫等二公庫の政府関係機関予算について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、十月三十一日、国会に提出され、同日、宮澤大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待つて、十一月七日、十日、十一日の三日間にわたり、中曽根内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、国政全般にわたり熱心な質疑が行われました。

以下、質疑の主なものの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、経済・景気動向に関し、「円高不況に伴う経済の落ち込みで、六十一年度政府経済見通しの実質四％成長の達成は不可能ではないか。また政府が推進しようとしている総合経済対策は、六十一年度の経済成長をどの程度押し上げる見通しか」との質疑があり、これに対し中曽根内閣総理大臣及び近藤経済企画庁長官より、「円高で外需が減り輸出関連産業が苦しく、経済はやや停滞し調整局面を迎えたが、家計消費、住宅建設、非製造業の設備投資等の内需は予想以上に伸びている。三兆六千億円に上る総合経済対策、四回にわたる公定歩合引き下げ等で内需にさらに一段と弾みをつけ、外需の落ち込みをカバーすると同時に、さらに米国との間で為替安定の合意確認を行うなど、実質成長率四％の目標に近づけるために鋭意努力中である。総合経済対策は、政府の公共事業追加一兆四千億円、地方自治体の単独事業追加八千億円を柱に、住宅建設の促進や電力会社の設備投資前倒し等、中身の充実した施策を行うことにしている。対策のうち定量化できるものの一年間の経済効果は四兆九千億円、名目GNPの約一・五％に相当し、仮に来年三月までの六十一年度中の効果を単純計算すると、〇・七％程度名目GNPを押し上げることになるが、円高

差益還元など経済対策中、定量化しにくいものを含めると相当な景気浮揚効果が期待できる」旨の答弁がありました。

なお、第四次公定歩合の引き下げに関連し、「日銀は国の内外から要請の強かつた金利引き下げを十月末まで引き延ばしたことで経済や雇用の悪化を招いたのではないか」との質疑に対し、澄田日本銀行総裁より、「国内景気に底がたい面があるとの判断に変わりはないものの、輸出関連産業や構造不況業種を中心に停滞感が強まっていることも承知している。金融政策に予断は禁物で、時宜にかない、かつ機動的に対応するとの観点に立ち、国際協調の立場をも踏まえ、政府の総合経済対策の実行の機会をとらえ公定歩合の引き下げに踏み切った。四回の公定歩合引き下げと政府施策の相乗効果で内需の着実な拡大が期待できる」旨の答弁がありました。

財政問題に関し、「経済の落ち込みに対し、十八カ月予算構想の財政出動による景気回復を図るとすれば、補正予算の規模を拡大し、一段と強い対策を講ずべきではなかったか。また補正予算の編成時期がおくれ、年度内消化が危ぶまれ、景気浮揚の政策効果を減殺する危険が大きいのではないか。五十八年度以降の特例公債削減の実績並びに本

補正で一兆円を超える税收減額が行われたこと等から見て、六十五年度財政再建の達成は歳入歳出両面から不可能になったのではないか」などの質疑があり、これに対し中曽根内閣総理大臣並びに宮澤大蔵大臣等より、「景気の落ち込みに対応する予算として不十分であるとの指摘は理解できないわけではないが、しかし、公債発行抑制の臨調方針を堅持し、円高デフレによる税收減の苦しい状況下で、特例公債の増発を避けつつ、八年ぶりに補正予算で一般公共事業追加のための建設国債を増発するなど景気拡大に最大限の配慮をしており、財政再建と財政出動による景気浮揚という二律背反の困難な状況のもとではベストを尽くした予算である。補正予算の執行と景気浮揚には、政府も細心の注意を払って、公共事業等で地方負担を伴うものは、恒例の十二月開会の地方議会の繰り上げ開会の要請を初め、積雪寒冷地等では冬期でもやりやすい事業の選定、さらに早期の箇所づけ、設計等に鋭意工夫を凝らしている。また円高被害や構造不況業種等によつて経済が停滞している地域には十分配慮し、公共事業予算の傾斜配分を行うことにし、年度内消化と景気浮揚の実効が上がるよう各省を督励中である。六十五年度に特例公債脱却の財政再建目標を達成す

るのは至難であるが、臨調路線を守り財政再建の旗はおろすべきではない。特例公債脱却の目標があればこそ苦しい歳出削減で各省の協力も得られる。またこれにかわる新しい目標の設定は、新たな環境を考えて判断しなければいけないし、果たしてその際コンセンサスが得られるか大変難しい。なお、今年度の税収の落ち込みと財政再建の関連では、税収以外に電電株の高値売却が続けば、一般会計から国債整理基金への繰り入れも不要となり、その分財政に余裕ができるし、また円高デフレという外的事情等によって日本経済の潜在成長力発揮が阻害されたことを考えると、このまま低成長が続くと悲観的にだけ見ることもないので、財政再建に向け必死の努力をする決意である一旨の答弁がありました。

なお、質疑は、このほか税制改革、円高不況と中小企業対策、老人保健法改正問題、産業空洞化と雇用問題、SDI構想等広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

本日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して野田委員が反対、自由民主党を代表して吉川委員が賛成、公明党・国民会議を代表

して峯山委員が反対、日本共産党を代表して内藤委員が反対、民社党・国民連合を代表して井上委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和六十一年度補正予算三案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

予備費等承諾を求めるの件（六件）

件名	院議先	提出 月日	参議院			衆議院			備考
			付託	委員 議決	本会 議決	付託	委員 議決	本会 議決	
昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	衆	六、九三	六、九三 (予)			六、九三	継続	審査	
昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	〃	九二三	九二三 (予)			九二三	継続	審査	
昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書	〃	九二三	九二三 (予)			九二三	継続	審査	
昭和六十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	九二三	九二三 (予)			九二三	継続	審査	
昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	九二三	九二三 (予)			九二三	継続	審査	
昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	九二三	九二三 (予)			九二三	継続	審査	

決算その他（三件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	委員	議決	付託	委員	議決	
昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書	六〇二、三四 (第百四回国会)	六二、七三	継	統審査	六二、九二	継	統審査	百四回国会 大蔵大臣報告 未了
昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書	六二、一六 (第百四回国会)	七三	継	統審査	九二	継	統審査	百四回国会 未了
昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書	二六 (第百四回国会)	七三	継	統審査	九二	継	統審査	百六回国会 未了

內閣提出法律案（二件）

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
19	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	衆	六月二二日	六月二二日 付託 可決	六月二二日 可決	六月二二日 可決

一、昭和六十二年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期満了となる地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙又は任期満了による選挙以外の選挙を、同年三月以降に行う場合等の選挙期日に関し、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙は昭和

(五) 町村の議会の議員及び長の選挙 昭和六十二年四月

二十一日

三、統一選挙の実施に伴い、同時選挙、重複立候補の禁止、後援団体に関する寄附等の禁止期間、その他について所要の措置を講ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、選挙制度に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、昭和六十二年三月から五月にかけて任期が満了することとなる地方公共団体の議員または長に係る任期満了による選挙を三月以降に行う場合等について、これらの選挙期日を、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙は昭和六十二年四月十二日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙は四月二十六日に統一することとし、それに伴う所要の規定の整備を行うとするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○日本国有鉄道改革に関する特別委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
1	日本国有鉄道改革法案	衆	六、九二	付委員会 託会 議委員会 決会 議本会 決議	六、九二 六、九二 六、九二 六、九二 六、九二 六、九二	
2	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案	〃	九二	可 二、二六 決	可 二、二六 決	
3	新幹線鉄道保有機構法案	〃	九二	可 二、二六 決	可 二、二六 決	
4	日本国有鉄道清算事業団法案	〃	九二	可 二、二六 決	可 二、二六 決	
5	日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案	〃	九二	可 二、二六 決	可 二、二六 決	
6	鉄道事業法案	〃	九二	可 二、二六 決	可 二、二六 決	
7	日本国有鉄道改革法等施行法案	〃	九二	可 二、二六 決	可 二、二六 決	
8	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案	〃	九二	可 二、二六 決	可 二、二六 決	
六、九二 衆本会議趣旨説明 〇元						備考

本院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆へ提 出月日	参議院 付託 委員 決 議 決 議 決 議	衆議院 付託 委員 決 議 決 議 決 議	備考
1	日本鉄道株式会社法案	村沢 牧君 外五名 (六、一〇、五)	六、一〇、六		六、一〇、六 未	了 (六、一〇、六) (予)	六、一〇、六 参本会議 趣旨説明
2	日本国有鉄道の解散及び特定長期 債務の処理に関する法律案	村沢 牧君 外五名 (一〇、二五)	一〇、一六		一〇、一六 未	了 (一〇、一六) (予)	
3	日本鉄道株式会社退職希望職員等 雇用対策特別措置法案	村沢 牧君 外五名 (一〇、二五)	一〇、一六		一〇、一六 未	了 (一〇、一六) (予)	

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院			衆議院			備考
1	日本鉄道株式会社法案	伊藤 茂君 外 八 名 (六、九、九)	六、九、五		付託 委員 會議 (予)	決議 委員 會議	本院 決議	付託 委員 會議 (予)	決議 委員 會議	本院 決議	八、九、五 衆本會議 趣旨説明
2	日本国有鉄道の解散及び特定長期 債務の処理に関する法律案	伊藤 茂君 外 八 名 (九、九)	九、五								
3	日本鉄道株式会社退職希望職員等 雇用対策特別措置法案	伊藤 茂君 外 八 名 (九、九)	九、五								

日本国有鉄道改革法案（閣法第一号）

要旨

本案は、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の事業が現行公社形態による全国一元的经营体制の下においては適切かつ健全な運営を確保することが困難となつてゐることに對処し、効率的な経営体制を確立するための抜本的な改革に関する基本的事項を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国の措置

国は、国鉄改革を昭和六十二年四月一日に実施するものとし、以下の改革措置を講ずるものとする。

1 旅客鉄道事業を北海道、東日本、東海、西日本、四国及び九州の六地域に分割して六旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）を設立すること。

2 新幹線鉄道保有機構を設立し、新幹線施設の一括保有及び貸し付けを行わせること。

3 貨物鉄道事業を分離、独立させ、日本貨物鉄道株式会社を設立すること。

4 電気通信、情報処理、試験研究業務については運輸

大臣の指定する法人に引き継がせること。

5 連絡船、バス事業を旅客会社に引き継がせること。
なお、原則としてバス事業は旅客会社の検討により分離独立するものとする。

6 北海道、四国及び九州の各旅客会社に、経営安定基金を置かせること。なお、国鉄は基金に必要な額の債務を負担するものとする。

7 前記1〜4までの法人（以下「承継法人」という。）に對し、国鉄長期債務等を承継させること。ただし、北海道、四国及び九州の各旅客会社及び試験研究法人には長期債務等の承継を免除すること。

8 日本鉄道建設公団（以下「鉄建公団」という。）及び本州四国連絡橋公団の鉄道施設に係る資産及び債務は、原則として、日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）に承継させること。

9 国鉄を清算事業団に移行させ、承継法人に承継されない資産、債務等の処理を行わせるほか、臨時に、職員の新就職の促進業務を行わせること。

10 清算事業団の債務の元利償還の円滑実施のための基本的方針を策定し、これに従い、清算事業団への助成

等の措置を講ずること。

11 国鉄職員の再就職に関し必要な特別の措置を講ずること。

二、国鉄事業等の引き継ぎ等

1 運輸大臣は、国鉄事業の引き継ぎ、権利義務の承継に関する基本計画を定め、国鉄に対しその実施計画を作成させること。

2 承継法人が国鉄から承継する財産の価格は、運輸省に評価審査会を置いて決定すること。

3 承継法人は、実施計画に定められた国鉄の事業等及び権利義務について、承継法人設立時に引き継ぐものとする。

4 承継法人の設立委員は、国鉄を通じ、承継法人の職員の労働条件、採用基準を提示して職員の募集を行うものとする。

5 国鉄は承継法人の職員となる意思を確認し、意思表示した者の中から職員となるべき者を選定し、その名簿を設立委員に提出するものとする。

6 設立委員から採用通知を受けた国鉄職員は、承継法人設立時に当該承継法人の職員となること。その場合、

退職手当は支給しないこと。

7 承継法人が、国鉄の鉄道債券に係る債務を承継したときは、当該承継法人及び清算事業団が、国鉄が鉄建公団の鉄道建設債券に係る債務を承継したときは、清算事業団及び鉄建公団が、連帯債務を負うこと。

三、その他

1 国鉄改革に際し、国及び国鉄の責務と地方公共団体等の協力を定めること。

2 国は、利用者の利便の確保等に特に配慮すること。

3 日本国有鉄道法、日本国有鉄道法施行法を廃止すること。

なお、本案につき、衆議院において、政府は、国会に対し、昭和六十二年以降五カ年間について国鉄改革に関する施策の実施状況を報告しなければならない旨の修正がなされている。

委員長報告

ただいま議題となりました八法案につきまして、日本国有鉄道改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これら八法案につきましては、既に本会議において趣旨説明を行っておりますので、簡単にその内容について申し上げます。

まず、日本国有鉄道改革法案は、国鉄の経営している鉄道事業等に関し、分割・民営化を基本とした抜本的な改革を実施するため、その基本的事項を定めるものでありまして、六つの旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、新幹線鉄道保有機構及び日本国有鉄道清算事業団について、その事務の引き継ぎ、経営安定基金の創設及び新経営形態への移行を昭和六十二年四月一日とすること等所要の規定を設けようとするものであります。

次に、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律案は、北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州の各旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社を設立し、鉄道事業に関し、輸送需要の動向に的確に対応し得る適切かつ健全な運営の体制を実現するため、所要の規定を設けようとするものであります。

次に、新幹線鉄道保有機構法案は、新幹線鉄道保有機構を設立し、東日本、東海及び西日本の各旅客鉄道株式会社の経営基盤の均衡化及びこれらの施設に係る利用者の負担

の適正化を図るため、新幹線鉄道を一括して保有し、貸し付ける等の制度を創設しようとするものであります。

次に、日本国有鉄道清算事業団法案は、日本国有鉄道を清算事業団に移行させ、その資産、債務等の処理を行わせるとともに、臨時にその職員の再就職の促進業務を行わせるため、所要の規定を設けようとするものであります。

次に、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案は、国鉄改革の実施に伴い、再就職を必要とする職員に対し、雇用の確保を図るため、特別の措置を緊急に講ずるとともに、清算事業団の職員になつた者についても、就職及び援助等について特別の措置を講じようとするものであります。

次に、鉄道事業法案は、国鉄の分割・民営化に伴い、地方鉄道法を廃止し、新たに鉄道事業に関する一元的な法律制度を整備することにより、鉄道利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図るため、関係規定を整備しようとするものであります。

次に、日本国有鉄道改革法等施行法案は、以上の国鉄改革六法律の施行に關し必要な事項を定めるとともに、関係法律の整備等を行おうとするものであります。

最後に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案は、国鉄の経営形態の改革等に伴い、日本国有鉄道所在市町村納付金制度を廃止し、地方税の適用に関し、各事業形態に応じ、所要の措置を講じようとするものであります。

以上の八法案は、去る九月十一日、国会に提出、十月二十八日に衆議院から送付され、本会議において趣旨説明の聴取が行われました。

委員会におきましては、政府提出の八法案及び日本社会党議員発議の国鉄改革三法案を一括して審議することとしました。

最初に、橋本運輸大臣及び葉梨自治大臣並びに村沢議員より関係法案の趣旨説明を聴取した後、総括質疑を行ったほか、総理大臣及び関係大臣並びに発議議員、参考人などの出席を求めて質疑を行いました。

この間、公聴会を開き、また新潟、静岡及び広島の各県に委員を派遣し地方公聴会を行ったほか、現地調査を行いました。

まず、委員会における質疑についてであります。今回の政府提出の国鉄改革法案は、公共企業体による全国一元

的経営体制を抜本的に改め、分割・民営化を図ろうとするものでありますので、国民的関心が強く、各委員の質疑も終始熱心に行われ、またその対象も広範多岐に及び、かつ詳細にわたり論議が展開されました。

以下、委員会における質疑のうち、主な事項について申し上げますと、国鉄の経営破綻の原因、長期債務の償還及び資産処分の方法、旅客及び貨物鉄道株式会社の経営、民営移行後の運賃料金の抑制、トラック事業等の公正競争の確保、雇用機会の拡大及び採用方法、国鉄共済に対する財源措置、用地売却と地価対策、地方財政の健全化並びに新幹線鉄道保有機構、整備新幹線着工問題等の諸問題が取り上げられました。

国鉄改革は、その実施に伴い、一時に多数の再就職を必要とする職員を生じます。雇用の機会を確保し、公平公正な採用を行い、かつ生活不安の解消に努めることは、委員会においても特に関心の寄せられたところであります。

政府は、これらの指摘に対し、全力を挙げて遺憾のないよう善処したい旨の決意を表明いたしました。

次いで、政府提出の八法案について質疑の終局を決定し、討論に入りましたところ、政府案に対し、日本社会党・護

憲共同を代表して赤桐理事が反対、自由民主党を代表して江島理事が賛成、日本共産党を代表して市川委員が反対、公明党・国民会議を代表して鶴岡委員が賛成、民社党・国民連合を代表して柳澤委員が賛成の意見を述べられました。討論を終わり、次いで採決の結果、政府提出の八法案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、八法案に対し、安恒理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブの共同提案に係る本法案の実施に当たり配慮すべき事項に関する附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案 (閣法第二号)

要旨

本案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、六の旅客鉄道株式会社(以下「旅客会社」という。)及び日本貨

物鉄道株式会社(以下「貨物会社」という。)を設立し、鉄道事業に関し、輸送需要の動向に的確に対応し得る適切かつ健全な運営の体制を実現しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、事業

北海道、東日本、東海、西日本、四国及び九州の各旅客会社は旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を、貨物会社は貨物鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営するほか、運輸大臣の認可により自動車運送事業等も経営できることとする。

二、社債発行限度の特例等

東日本、東海、西日本の各旅客会社及び貨物会社について社債発行限度の特例(資本及び準備金の総額または純資産額の十倍まで)を設けるとともに、社債権者に先取特権を認めること。

三、監督等

1 新株の発行、社債の募集、長期借入金、代表取締役及び監査役の選定、事業計画、重要な財産の譲渡、定款の変更等の決議等については運輸大臣の認可を受けなければならないこと。

2 六旅客会社及び貨物会社は、同種の事業を営む中小企業者の事業活動に特に配慮しなければならないこと。

四、経営安定基金

北海道、四国及び九州の各旅客会社は、経営安定基金をそれぞれ管理運用し、その運用益をもつて収支を維持するものとする。基金は、純資産額が資本、準備金及び基金の総額に満たなくなった場合以外取り崩してはならないこと。

五、会社の設立その他

1 運輸大臣は、各旅客会社及び貨物会社ごとに設立委員を命じ、発起人の職務を行わせること。会社の設立に際して発行株式総数は国鉄が引き受けるものとする。

2 政府は、旅客会社（北海道、四国及び九州の各旅客会社を除く。）及び貨物会社の設立後五年間に限り、国会の議決を経た金額の範囲内において発行社債の債務保証をすることができることとする。

委員長報告

七三ページ参照

新幹線鉄道保有機構法案（閣法第三号）

要旨

本案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、新幹線鉄道保有機構（以下「保有機構」という。）を設立し、新幹線鉄道が我が国の基幹的輸送機関として国土の均衡ある発展に果たしている役割にかんがみ、新幹線鉄道を経営する旅客会社の経営基盤の均衡化と利用者負担の適正化を図るため、新幹線鉄道を一括して保有し、これを旅客鉄道株式会社に貸し付けようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

1 この法律において、新幹線鉄道とは以下の四線をいうこととする。

- (1) 東北新幹線（東京―盛岡）
- (2) 上越新幹線（大宮―新潟）
- (3) 東海道新幹線（東京―新大阪）
- (4) 山陽新幹線（新大阪―博多）

2 この法律において、旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）とは以下の三社をいうこととする。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社
- (2) 東海旅客鉄道株式会社
- (3) 西日本旅客鉄道株式会社

二、組織等

- 1 保有機構は特殊法人とすること。
- 2 保有機構に役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置くこと。理事長及び監事は運輸大臣が任命し、理事は運輸大臣の認可を受けて理事長が任命することとする。

三、業務範囲

- 保有機構は、以下の業務を行うものとする。
- 1 その保有する新幹線鉄道施設を旅客会社に貸し付けること。
- 2 貸し付けた鉄道施設に係る大規模災害復旧工事を旅客会社の申し出に基づき行うこと。
- 3 前記1及び2の業務に附帯する業務を行うこと。

四、鉄道施設の貸し付け等

- 1 保有機構は、その保有する新幹線鉄道施設を旅客会社に対し有償で貸し付けなければならないこととし、旅客会社はこれを借り受けなければならないものとする。

ること。

- 2 保有機構は、運輸省令で定める基準、方法により、貸付料の年額及び貸付期間を定め、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならないものとするほか、二年ごとに貸付料の年額等について見直しを行うものとする。

- 3 新幹線鉄道施設の維持管理については、保有機構が旅客会社の申し出に基づき大規模災害復旧工事を行う場合を除き、原則として借り受ける旅客会社が行うものとする。

- 4 貸付期間が終了したときは、別に法律で定めるところにより、新幹線鉄道施設を旅客会社に譲渡するものとする。

五、大規模災害復旧工事

旅客会社は借り受けている新幹線鉄道施設について、大規模災害復旧工事を行うことについて保有機構に申し出ることができることとする。

六、借入金、債務保証

保有機構は、借入金または債券発行を行うほか、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務保証

をすることができることとする。

七、監督等

保有機構は、事業計画、借入金、業務方法書の作成、利益及び損失の処理、償還計画、重要な財産の処分等については、運輸大臣の認可を受けなければならないこととする。

八、その他

保有機構は、東日本旅客会社の意見を聴いて、東北新幹線の建設中の区間（東京―上野）の建設を行うものとする。

委員長報告

七三ページ参照

日本国有鉄道清算事業団法案（閣法第四号）

要旨

本案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）を日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）に移行させ、国鉄長期債

務等の償還、国鉄用地等資産の処分を行うほか、臨時に、職員の再就職の促進業務を行わせようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、法人格及び役員

1 清算事業団は特殊法人とすること。

2 清算事業団に理事長一人、理事五人以内、監事二人以内の役員を置くほか、臨時に副理事長一人及び理事三人以内を置くこととする。理事長及び監事は運輸大臣が任命し、副理事長及び理事は運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命することとする。

二、資産処分審議会

1 清算事業団に資産処分審議会を置き、資産処分業務の基本的方針等の事項について、その意見を聴かなければならないこととする。

2 資産処分審議会は、学識経験者から運輸大臣の認可を受けて理事長が任命した十人以内の委員をもつて組織するものとする。

三、業務の範囲

清算事業団は、以下の業務を行うものとする。

(1) 国鉄長期債務等の元利償還

(2) 国鉄用地等資産の処分

(3) 処分用地の宅地造成及び関連施設の整備並びに売却

(4) 清算事業団承継の権利義務等の行使

(5) 前記(1)～(4)のほか委託を受けて行う宅地造成等の業務

(6) 再就職必要職員の再就職の促進を図るための臨時の業務

(7) その他必要業務

四、投資

清算事業団は、その委託による事業に投資することができるものとする。

五、土地の処分の方法

清算事業団は、土地の売却等を行う場合、一般競争入札の方法に準じた方法、その他運輸省令で定める方法によらなければならないものとする。

六、債務の償還等

1 政府は、清算事業団の債務の償還等に関する基本的な方針を定めるほか、予算の範囲内で補助金等を交付し、またはその他の援助、あるいは必要な資金の融資

等の措置を講ずるものとする。

2 清算事業団は、清算事業団の債務の償還等を実施するための実施方針を定めるほか、毎事業年度の償還計画をたてなければならぬものとする。資産の効果的な処分等により必要な資金の確保に努めなければならないこと。

七、借入金、債務保証

清算事業団は、長期借入金または債券発行を行うほか、政府は、国会議決を経た金額の範囲内で債務保証することができるものとする。

委員長報告

七三ページ参照

日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案（閣法第五号）

要旨

本案は、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）改革の実施に伴い、一時に多数の再就職を必要とする職員が発生す

るため、改革の前後を通じて、これらの者の再就職を促進するための特別措置を講じ、もつて職業の安定を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

二、国鉄退職希望職員に関する措置

1 再就職促進方針

国は、国鉄退職希望職員の再就職の機会確保、援助等のための施策に関する事項を定めた再就職促進方針を策定するものとする。

2 再就職の機会の確保に関する措置

(1) 国の任命権者は、国鉄退職希望職員を採用するよう努めなければならないこと。

(2) 国は、特殊法人等、地方公共団体及び主要な事業主団体に対し、国鉄退職希望職員の採用を要請するものとし、特殊法人等及び地方公共団体の任命権者は、その要請に応じて採用に努めるものとする。

(3) 国鉄は、関連事業主に対し、必要な条件整備のための措置を講じて国鉄退職希望職員を優先的に雇い入れるように要請するとともに、その他の事業主に対し、国鉄退職希望職員の雇い入れを積極的要望する等、必要な措置を講ずるものとする。

3 再就職の援助等に関する措置

(1) 公共職業安定所は、国鉄退職希望職員の再就職促進のため、求人の開拓、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 国は、国鉄に対し、国鉄退職希望職員の再就職の援助等に関する措置について、その求めに応じて、必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。

二、日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）

職員に関する措置

1 再就職促進基本計画

(1) 国は、昭和六十二年四月一日（以下「移行日」という。）以後速やかに、清算事業団職員の再就職の機会確保、援助等のための施策の基本事項を定めた再就職促進基本計画を策定するものとする。

(2) 再就職促進基本計画は、移行日から三年内にすべての清算事業団職員の再就職が達成されるような内容のものとして定められなければならないこと。

2 実施計画

清算事業団は、毎事業年度、再就職する清算事業団

職員の数の目標に関する事項、再就職の援助等に関する措置等を定めた実施計画を作成し、主務大臣（内閣総理大臣、運輸大臣、労働大臣及び自治大臣）の認可を受けるものとする。

3 再就職の機会に関する措置

(1) 国、特殊法人等及び地方公共団体による職員の採用、国による事業主団体に対する協力要請については、前記一の(1)(2)と同様の措置をとるものとする。

(2) 旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、新幹線鉄道保有機構及び電気通信業務等に関する運輸大臣指定法人（以下「承継法人」という。）は、労働者を雇い入れる場合には、清算事業団職員を優先的に雇い入れるようにしなければならない。

(3) 清算事業団は、関連事業主及びその他の事業主に對し、前記一の(2)(3)と同様の措置をとるものとする。なお、その場合、承継法人は、清算事業団に對し、必要な協力をしなければならない。

4 再就職の援助等に関する措置

(1) 清算事業団は、教育訓練、無料職業紹介事業、清

算事業団職員を雇い入れる事業主に対する助成及び援助、住宅のあつせん等の業務を行うものとする。

(2) 承継法人は、清算事業団の求めに応じて、教育訓練施設の提供等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(3) 国及び雇用促進事業団は、職業訓練について特別の措置を講ずるものとし、都道府県は、清算事業団からの職業訓練の委託に応ずるよう努めるものとする。

(4) 国は前記一の(3)(1)(2)と同様の措置をとるものとする。

(5) 雇用促進事業団は、職業訓練、職業及び生活に関する相談、開業資金のあつせん及び債務保証等の業務を行うものとする。

三、国鉄又は清算事業団の主務大臣への報告

国鉄又は清算事業団は、国鉄退職希望職員又は清算事業団職員の再就職の状況等を主務大臣（内閣総理大臣、運輸大臣、労働大臣及び自治大臣）に報告しなければならない。

四、この法律の失効

この法律は、昭和六十五年四月一日限り、その効力を失うこと。

委員長報告

七三ページ参照

鉄道事業法案（閣法第六号）

要旨

本案は、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）が分割・民営化されることに伴い、現在国鉄が行っている鉄道事業が民営鉄道事業となることから、地方鉄道法を廃止し、新たに鉄道事業に関する一元的な法制度を整備することにより、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、鉄道事業の免許

鉄道の経営と所有の分離を認め、鉄道事業の免許の種類を以下の三種類に区分すること。

(1) 第一種鉄道事業（鉄道線路を所有し、旅客又は貨物の運送を行う事業）

(2) 第二種鉄道事業（鉄道線路を借り受けて、旅客又は貨物の運送を行う事業）

(3) 第三種鉄道事業（鉄道線路を敷設し、譲渡又は貸与する事業）

二、鉄道事業

1 鉄道事業を経営しようとする者は、路線及び鉄道事業の種類ごとに運輸大臣の免許を受けなければならないものとする。

2 鉄道事業者は、鉄道施設について工事計画を定め、免許の際運輸大臣の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならないものとする。

3 鉄道事業者は、工事施行の認可の際運輸大臣の指定する工事完成期限までに鉄道施設の工事を完成し、運輸大臣の完成検査を申請しなければならないものとする。

4 第一種及び第二種鉄道事業者（以下「鉄道運送事業者」という。）は、車両を鉄道事業の用に供しようとするときは、その車両が技術上の基準に適合することに

ついで、運輸大臣の確認を受けなければならないものとする。

5 鉄道事業者により選任された設計管理者が、鉄道施設又は車両の設計について技術上の基準に適合することを確認した場合には、鉄道施設の完成検査及び車両の確認等の申請又は届け出に際し、簡略化された手続によることができるものとする。

6 第一種及び第三種鉄道事業者は、鉄道線路を第二種鉄道事業者を使用させるときは使用料等の使用条件について運輸大臣の認可を受けなければならないものとする。また第三種鉄道事業者は、鉄道施設を第一種鉄道事業者に譲渡しようとするときは、譲渡価格等譲渡条件について運輸大臣の認可を受けなければならないものとする。

7 鉄道運送事業者は、旅客又は貨物の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならないものとする。ただし、一定範囲の割引については、届け出をもつて足りるものとする。

8 鉄道運送事業者は、列車の運行計画を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならないものとする。

こと。

9 鉄道運送事業者は、他の運送事業者と相互乗り入れ等運輸に関する協定をしようとするときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならないものとする。

10 運輸大臣は鉄道事業について公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、事業運営を改善するよう命令することができるものとする。

11 運行管理業務等の管理の受委託、事業の譲渡譲受、事業の休廃止等の許認可、免許の取り消し又は失効等について、所要の規定を設けること。

三、索道事業及び専用鉄道

索道事業の経営の許可、専用鉄道の設置の届け出等について所要の規定を設けること。

四、指定検査機関

運輸大臣が行う鉄道施設又は索道施設の検査の全部又は一部を、指定検査機関に行わせることができるものとする。

五、その他

地方鉄道法を廃止すること。その他所要の経過措置を

設けること。

委員長報告

七三ページ参照

日本国有鉄道改革法等施行法案（閣法第七号）

要旨

本案は、日本国有鉄道改革法（以下「改革法」という。）等六本の法律の施行に関し必要な事項を定めるとともに、これらの法律の施行に伴う関係法律の整備等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、改革法等の施行のための措置

旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）及び日本貨物鉄道株式会社（以下「貨物会社」という。）が日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）から権利及び義務を承継することに伴い、以下の所要の経過措置を設けること。

1 旅客会社及び貨物会社が国鉄から引き継いだ鉄道事業その他の事業について関係事業法に基づく免許等を受けたものとみなすこと。

2 旅客会社は、国鉄から引き継いだバス事業の経営の分離に関する検討を行い、その結果を昭和六十二年四月一日（以下「移行日」という。）から六月以内に運輸大臣に報告するものとし、その検討の結果に基づきバス事業の経営を分離しようとするときは、遅滞なく、分離に関する方針等を記載した計画を定め、運輸大臣の承認を受けるものとする。

3 旅客会社、貨物会社、新幹線鉄道保有機構及び電気通信業務等に関する運輸大臣指定法人（以下「承継法人」という。）は、承継した土地を、承継後五年以内に事業の用に供しないこととなつたときは、日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）に通知するものとし、その場合、清算事業団は、承継法人に対し当該土地を簿価で譲り渡すべきことを請求することができる。

4 国鉄の職員が清算事業団の職員になる場合には、退職手当は支給しないこと。

5 国鉄は、日本鉄道建設公団（以下「鉄建公団」という。）の一定の鉄道施設を承継するため、国鉄の鉄建公団に対する出資はなかつたものとし、鉄建公団はその

額の資本金を減少するものとする。

6 承継法人等が国鉄等の権利を承継する場合、不動産取得税、特別土地保有税、自動車取得税、登録免許税、有価証券取引税を非課税とするなど租税関係法令の適用に関する措置を定めること。

7 その他鉄道債券等に対する政府保証の存続に関する措置、日本鉄道共済組合が支給する年金の給付に要する費用の負担に関する措置等について定めること。

二、改革法等の施行に伴う関係法律の整備等

改革法等の施行に伴い、会計検査院法等計百五十二件の関係法律について廃止又は規定の整備等を行うとともに、経過措置を設けること。

1 心身障害者及びその介護者の運賃等の軽減について国鉄が配慮する旨の規定を削除すること（心身障害者対策基本法）。

2 旅客会社、貨物会社、新幹線鉄道保有機構及び清算事業団等を適用法人とし、適用法人の職員をもつて組織する組合を日本鉄道共済組合とする等の規定の整備を行うこと（国家公務員等共済組合法）。

3 帝都高速度交通営団に関する措置

(1) 帝都高速度交通営団に出資し得る者を「国鉄及び関係地方公共団体」から「政府及び関係地方公共団体」に改めること（帝都高速度交通営団法）。

(2) 帝都高速度交通営団の資本金のうち国鉄の出資持分は、国鉄が清算事業団に移行した後適正な価額で政府に譲渡されるものとし、政府は、清算事業団に対する貸付金の償還に代えて、当該出資持分を譲り受けることができることとする（帝都高速度交通営団法）。

4 通運事業に関する通運取扱業、通運代弁業及び鉄道利用業の免許を統合するとともに、統合する免許については、現行の取扱駅別に免許を行う制度を廃止すること（通運事業法）。

5 鉄建公団に関する措置

(1) 現行では、鉄建公団の本来業務とされている国鉄新線の建設を、民営化に伴い他の民鉄と同様その申し出により建設を行うこととする等鉄建公団の業務等に関する規定の整備を行うこと（日本鉄道建設公団法）。

(2) 鉄建公団は、青函トンネルについて、政令で定め

るところにより、無償貸し付け又は貸付料の減額ができることとする（日本鉄道建設公団法）。

- (3) 本法施行の際現に鉄建公団が建設を行っている地方鉄道新線については、鉄建公団は、本法施行後においても引き続きその建設を行うことができることとする（日本国有鉄道経営再建促進特別措置法）。

- (4) 鉄建公団は、工事保留線のうち運輸大臣が昭和六十四年三月三十一日（昭和六十一年度）に承認を受けた特定地方交通線に接続する工事保留線は、昭和六十四年九月三十日）までに告示するものについて、その後六月以内に鉄道事業者からの申し出があつた場合には、建設を行うことができることとする（日本国有鉄道経営再建促進特別措置法）。

6 新幹線鉄道に関する措置

- (1) 新幹線鉄道に関して、建設線の調査並びに営業主体及び建設主体は、それぞれ、運輸大臣があらかじめその同意を得て指名する法人が行うものとする（全国新幹線鉄道整備法）。

- (2) 運輸大臣は、整備計画の決定又は変更については、

あらかじめ営業主体及び建設主体の同意を得なければならぬこととする（全国新幹線鉄道整備法）。

- (3) 本法施行前に決定され、又は変更された整備計画に係る建設線については、それぞれ、承継計画において定めるところにより、旅客会社に対して営業主体の指名が行われたものとみなすこととする（全国新幹線鉄道整備法）。

- (4) 前記(3)の建設線のうち国鉄に対して建設の指示が行われたもの（東北、九州新幹線）については、それぞれ、(3)の旅客会社（東京と上野の間の東北新幹線は新幹線鉄道保有機構）に対して建設主体の指名及び建設の指示が行われたものとみなすこととする（全国新幹線鉄道整備法）。

- (5) 前記(3)の建設線のうち鉄建公団に対して建設の指示が行われたもの（北海道、北陸新幹線）については、それぞれ、鉄建公団に対し建設主体の指名及び建設の指示が行われたものとみなすこととする（全国新幹線鉄道整備法）。

- (6) 新幹線鉄道に係る基本計画又は整備計画の決定、

営業主体又は建設主体の指名等については、政令で定める審議会に諮問するものとする（全国新幹線鉄道整備法）。

7 本州四国連絡橋公団は、工実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、当該鉄道の路線に係る鉄道事業者に協議しなければならないこととする等の規定の整備を行うこと（本州四国連絡橋公団法）。

8 特定地方交通線対策に関する措置

(1) 移行日前に特定地方交通線の承認を受けたものについては、移行日から二年間（昭和六十一年度承認線は二年六月）は、従前の特定地方交通線対策協議会等の制度を存続し、旅客会社が特定地方交通線対策を継続することとすること（日本国有鉄道経営再建促進特別措置法）。

(2) 清算事業団は、旅客会社に対し、移行日から起算して二年間（昭和六十一年度承認線は二年六月）の特定地方交通線の運営費を負担するものとする（日本国有鉄道経営再建促進特別措置法）。

(3) 移行日から二年六月（昭和六十一年度承認線は三年）以内に廃止される特定地方交通線について、政

府は、予算の範囲内で、清算事業団に対し、廃止のための措置に要する費用を補助することができることとするともに、代替輸送事業者に対し、その運営費を従前のとおり補助することができることとする（日本国有鉄道経営再建促進特別措置法）。

9 新幹線鉄道保有機構及び清算事業団については、所得税、法人税及び印紙税を非課税とすること。なお、清算事業団については、登録免許税も非課税とすること（所得税法、法人税法、印紙税法、登録免許税法）。

10 旅客会社、貨物会社等の職員の労働関係を既存の民鉄等の職員と同様にすること（公共企業体等労働関係法）。

11 国鉄の役職員の地位利用による選挙活動の禁止等に関する規定の整理を行い、既存の民鉄等の職員と同様にすること（公職選挙法）。

委員長報告

七三ページ参照

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

要旨

本案は、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴う地方税制上の措置として所要の規定の整備を行うとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、地方税法の改正

1 法人住民税

日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）について非課税とすること。

2 事業税

清算事業団及び新幹線鉄道保有機構（以下「保有機構」という。）の収益事業以外の事業所得につき非課税とすること。

3 不動産取得税

(1) 清算事業団及び保有機構の本来事業用の一定の不動産の取得について非課税とすること。

(2) 六旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）、

清算事業団から無償譲渡を受けた特定地方交通線又は地方新線に係る不動産の一定期間内の取得について非課税とすること。

4 固定資産税及び都市計画税

(1) 清算事業団が本来事業用に所有する一定の固定資産について非課税とすること。

(2) 旅客会社、日本貨物鉄道株式会社（以下「貨物会社」という。）及び保有機構が国鉄から承継する一定の固定資産について、昭和六十四年度から昭和七十一年度分までの各年度分に限り、課税標準をその価格の二分の一とし、さらに北海道、四国及び九州の各旅客会社が本来事業用に供する一定の固定資産について、昭和六十四年度から昭和七十一年度分までの各年度分に限り、課税標準をその価格の二分の一とする特例措置を設けること。

5 電気税

主として電気を動力として鉄道事業を営む者に該当しない旅客会社が旅客運送用に使用する電気について十年間に限り非課税とすること。

6 特別土地保有税

保有機構が設置する鉄道施設の用地又はその取得について非課税とすること。

7 自動車取得税

特定地方交通線に係る転換交付金の交付を受けて取得する一定の一般乗合用バスの取得について非課税とすること。

8 軽油引取税

貨物会社が一定の機械の動力源に供する軽油の引き取りについて、課税免除とすること。

9 事業所税

東日本、東海、西日本の各旅客会社及び貨物会社が一定の本来事業用施設に係る課税標準の算定について、一定期間その二分の一を控除するとともに、北海道、四国及び九州の各旅客会社にあつては四分の三を控除すること。

二、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正

日本国有鉄道有資産所在市町村納付金等の制度を廃止し、それに伴い、法律の題名を「国有資産等所在市町村交付金法」に改めること。

委員長報告

七三ページ参照

○委員会付託に至らなかったもの

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院			衆議院			備考
11	国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案	衆	六、九二	付 委員 託会	議 委員 決会	議 本会 決議	付 委員 託会	議 委員 決会	議 本会 決議	衆本会議趣旨説明 六二〇三
12	厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	〃	九二				未		了	
13	職業安定法等の一部を改正する法律案	〃	九二				未		了	
15	地方自治法の一部を改正する法律案	〃	九七				地方行政 一二、四	未	了	

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院				衆議院				備考
6	流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案	宮崎茂一君 外五名 (六二、二四)	六二、三、九		付	委員	託会	議	委員	決会	議	本院	
7	北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案	戸井田三郎君 外四名 (二二、五)	二二、九		付	委員	託会	議	委員	決会	議	本院	
8	北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案	児玉健次君 外二名 (二二、五)	二二、九		付	委員	託会	議	委員	決会	議	本院	
					社会労働	二二、九	未了		社会労働	二二、九	未了		
					農林水産	六二、三、九	継続審査		農林水産	六二、三、九	継続審査		
					社会労働	二二、九	継続審査		社会労働	二二、九	継続審査		

(4) 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	付託委員会 議決 議決 議決 議決	備考
1	大型間接税導入とマル優制度廃止の計画中止を求める決議案	外 吉岡 二 吉典 名 君	六、九三	未 了	
2	S D I 構想への参加中止に関する決議案	外 上田 耕一 郎 君	九三	未 了	
3	北方領土問題の解決促進に関する決議案	外 矢野 俊比古 名 君	一〇一七	可 六、一〇一七 決	
4	雇用の安定に関する決議案	外 佐々木 満 名 君	二三、九	可 二三、一〇 決	

北方領土問題の解決促進に関する決議（決議第三号）

わが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の早期返還は、国民すべての悲願である。
しかるに、戦後四十年余を経た今日もなお、北方領土問題は依然未解決であり、さらに近年、これらの諸島にソ連

の軍備増強が図られていることは、誠に遺憾である。
この間、北方領土の返還を求める都道府県民会議の相次ぐ結成など、北方領土問題の速やかな解決を望む国民の声は地域と世代を超え、大きく高まっている。
本年は日ソ共同宣言締結三十周年にあたり、この機会に両国の国交を発展させるため、ゴルバチョフソ連邦共産党

書記長の訪日による両国最高首脳間の直接対話が早期に実現することを期待する。

政府は、かかる国民の総意と心情に応え、ソ連の軍事的措置の撤回を求めるとともに、北方領土の返還を実現して平和条約を締結し、日ソ間の真に安定的な平和友好関係を確立するよう、全力を傾注すべきである。

右決議する。

雇用の安定に関する決議（決議第四号）

産業構造の変化、昨年来の円高の進展等を背景に、雇用失業情勢はまことに厳しいものがあり、今後、不況業種や一定の地域を中心に、情勢のさらに悪化することが懸念されている。このような事態に適切に対処するため、この際、政府は、雇用の安定を確保することは喫緊の最重要課題であるとの認識のもとに、次の事項に留意して施策の推進に努めるべきである。

一、内需を中心に景気の着実な拡大を図り、雇用機会の増大を確保することが基本的に重要との観点から、経済・産業政策と一体となつた総合的雇用政策を推進すること。

二、深刻な状況に置かれている各産業、各地域における雇用動向を迅速、的確に把握しつつ、国と地方が一体となつて、これらの雇用問題に適切かつ機動的に対処するため、現行諸制度の弾力的運用と拡充を図ること。

三、長期的な雇用機会の維持、拡大の見地にも立つて、週休二日制の普及等労働時間の短縮を推進すること。また、海外投資による産業空洞化問題への対処にも配慮すること。

右決議する。

三、請願の審議経過

(1) 請願件数表

計	鉄道 本改 革有	日 本 国 有 方	沖 縄 ・ 北 方	選 挙 制 度	災 害 対 策	環 境	議 院 運 営	建 設	商 工	農 林 水 産	社 会 労 働	文 教	大 蔵	外 務	法 務	地 方 行 政	内 閣	委 員 会		備 考
																		付 託	採 択	
二四〇二	二七五			三	二	一	一	二〇	四二	二四	一二八〇	一二三三	二九三	二	五九	二九	二四七		四八	
一四五	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三	三	八〇	八	〇	〇	〇	二	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二三五七	二七五	〇	三	二	一	一	二〇	三九	二一	二二〇〇	一一五	二九三	二	五九	二七	一九九	未了	採 択	本 会 議	
一四五	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	三	三	八〇	八	〇	〇	〇	二	四八	採 択	本 会 議		
提出総数は二四〇三件、取下げ一件																				
																	意見書付一			

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

四八件

シベリア抑留者の救済に関する請願（第六八号）

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願（第一〇三号外

一七件）

シベリア抑留者の恩給加算改定に関する請願（第一四二号）

シベリア抑留者恩給加算改訂に関する請願（第一四五号）

台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願（第二三三三

外二三件）

台湾出身の元日本軍人軍属補償に関する請願（第二二二四

号外二件）

○地方行政委員会

二件

車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願（第四
五号）（意見書付）

地方公共団体の財政力格差のは正に関する請願（第一五八
号）

○文教委員会

八件

過疎地域の私立高等学校に対する特別補助制度の継続に關
する請願（第七二号）

公立学校事務職員等の給与の国庫負担削減反対に関する請
願（第一五〇号）

義務教育国庫負担金制度の堅持に関する請願（第一五三号）

義務教育費国庫負担金制度の維持に関する請願（第五七二
号外三件）

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負
担制度の維持に関する請願（第二〇一四号）

○社会労働委員会

八〇件

車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願（第
五三三号）

重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第
五四号）

車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願（第五五号）

保育所制度の充実に関する請願（第四〇一号外一四件）

中国残留日本人孤児の援護に関する請願（第五七四号外二件）

保育制度の維持、充実に関する請願（第八〇一号外五八件）

○農林水産委員会

三件

我が国二百海里体制の確立に関する請願（第一六六号）

米の輸入自由化阻止に関する請願（第一九四号）

第七次漁港整備計画の促進及び漁港関係事業予算確保に関する請願（第一二八一号）

○商工委員会

三件

中小企業信用補完制度堅持のための財政援助強化に関する請願（第五七六号外二件）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一件

北方領土返還促進に関する請願（第九一五号）

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

昭和六十一年
十月二十八日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○地方行政委員会

昭和六十一年
十月 七日 火曜日

(風俗営業等に関する小委員会)

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う政令改正に関し政府委員からシートベルト着用率の推進状況及び政令改正案の説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。

○法務委員会

昭和六十一年
十月二十三日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

外国人登録法に基づく指紋押捺制度の改正に関する件、北海道旧土人保護法とウタリ対策に関する

○外務委員会

十二月 十八日 木曜日

る件、プライバシー・ビーチに関する件、いわゆるプライバシーの権利の保護と写真週刊誌の表現の自由に関する件、簡易裁判所の統廃合に関する件、搜索・差押令状と押収物の範囲に関する件等について遠藤法務大臣、政府委員、厚生省、外務省、建設省、最高裁判所及び警察庁当局に対し質疑を行った。

当面の法務行政に関する件（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二七号）（衆議院送付）及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二八号）（衆議院送付）と一括議題）について遠藤法務大臣、政府委員、文部省、厚生省、最高裁判所、警察庁、大蔵省及び郵政省当局に対し質疑を行った。

昭和六十一年
十月 九日 木曜日

外交の基本姿勢に関する件、米ソ首脳会談に関する件、経済協力に関する件、日ソ関係に関する件、S D Iに関する件、米ソ軍縮交渉に関する件、日米安保条約に基づく事前協議に関する件、朝鮮問題に関する件等について倉成外務大臣、政府委員、外務省、法務省及び労働省当局に対し質疑を行った。

○大蔵委員会

昭和六十一年

十一月二十六日

水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○文教委員会

昭和六十一年

十月三十日

木曜日

文教行政の諸施策に関する件について塩川文部大臣から所信を聴いた。
派遣委員から報告を聴いた。

文教行政の諸施策に関する件について塩川文部大臣、政府委員及び参議院法制局当局に対し質疑を行つた。

十一月二十五日

火曜日

十二月十一日 木曜日

税制改革による教育への影響に関する件、大学入試の改革に関する件、初任者研修等に関する件、教育課程に関する件、昭和六十二年度予算編成における私立学校助成及び国際文化交流等のための経費計上に関する件、教員の健康に関する件、教員養成の改善に関する件、学術研究に関する件、進学塾における児童・生徒の安全確保に関する件、身体障害児の就学に関する件等について塩川文部大臣、政府委員、厚生省、建設省及び消防庁当局に対し質疑を行つた。

○社会労働委員会

昭和六十一年

十月二十一日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十月 三十日 木曜日

昭和六十二年度労働省予算要求の基本方針等に関する件、最近の雇用・失業情勢と雇用対策に関する件、男女雇用機会均等法及び労働者派遣法の施行をめぐる諸問題に関する件、心身障害者の雇用対策に関する件、勤労者財産形成促進制度に関する件、我が国の労働者の賃金と生活実態に関する件、造船業の不況下における雇用対策に関する件等について平井労働大臣、政府委員、労働省及び運輸省当局に対し質疑を行つた。

十一月二十五日 火曜日

ウタリ対策に関する件、精神衛生法改正作業に関する件、インフルエンザ予防接種の集団実施に関する件、児童扶養手当受給に関する件、障害児（者）の保育・教育に関する件、三原山噴火に伴う避難者対策に関する件、長寿社会対策大綱及び今後の高齢者対策に関する件、エイズ（後天性免疫不全症候群）の対策に関する件、未成年者の飲酒予防に関する件、養護老人ホームの居室の在り方に関する件、社会福祉施設の措置費に関する件、産業廃棄物（未処理水）の放流に関する件等について斎藤厚生大臣、政府委員、外務省、法務省、総務庁、文部省及び厚生省当局に対し質疑を行つた。

十一月二十七日 木曜日

雇用の安定に関する決議を行つた。

十二月 十一日 木曜日

雇用問題に関する件、労働時間の短縮に関する件等について平井労働大臣、政府委員及び法務省当局に対し質疑を行った。

○農林水産委員会

昭和六十一年

十月二十三日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

当面の農林水産行政に関する件について加藤農林水産大臣、政府委員、外務省、農林水産省及び海上保安庁当局に対し質疑を行った。

十一月 十八日 火曜日

当面の農業政策の課題に関する件について参考人日本経済新聞社論説委員岸康彦君、全国農業協同組合中央会常務理事櫻井誠君及び日本生活協同組合連合会副会長勝部欣一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

十一月二十一日 金曜日

当面の農林水産行政に関する件について加藤農林水産大臣、政府委員及び国土庁当局に対し質疑を行った。

十二月 十六日 火曜日

当面の農林水産行政に関する件について加藤農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○商工委員会

昭和六十一年

十月二十三日

木曜日

通商産業の基本施策に関する件について田村通商産業大臣から所信を聴いた。
経済計画等の基本施策に関する件について近藤経済企画庁長官から所信を聴いた。

十月二十八日

火曜日

円高の進展と為替相場の見通しに関する件、貿易不均衡是正問題に関する件、景気の現状と経済成長の見通しに関する件、総合経済対策に関する件、輸出関連中小企業対策に関する件、円高不況地域対策に関する件、金属鉱山対策に関する件、第八次石炭政策に関する件、円高差益還元に関する件、水源税に関する件、採石場からの重金属流出問題に関する件等について田村通商産業大臣、近藤経済企画庁長官、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行った。

十一月十一日

火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十二月十八日

木曜日

日本・E C間の貿易不均衡問題に関する件、本年度の経済成長率に関する件、雇用の現状と今後の動向に関する件、産業構造調整と雇用調整に関する件、為替レートの適正化に関する件、第八次石炭政策に関する件、円高関連倒産に関する件、経済運営方針の転換に関する件等について田村通商産業大臣、近藤経済企画庁長官、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

○運輸委員会

昭和六十一年
十二月 十六日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

新旅客会社等の国鉄職員の採用基準及び労働条件に関する件、沖合人工島構想に関する件、佐川急便の経営に関する件、運輸事業に対するいわゆる売上税に関する件、国内線航空機の特別料金制度に関する件、国鉄職員の雇用対策及び年末一時金に関する件、鉄道輸送の安全対策に関する件、伊豆大島噴火に伴う島民の避難体制に関する件、整備新幹線着工問題に関する件、外航海運業界の不況対策に関する件等について橋本運輸大臣、政府委員、杉浦日本国有鉄道総裁、日本国有鉄道、国土庁、経済企画庁、大蔵省及び労働省当局に対し質疑を行つた。

○逓信委員会

昭和六十一年
十月二十一日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

少額貯蓄非課税制度の存続に関する件、金融の自由化と郵便貯金資金の自主運用に関する件、国際第一種電気通信事業への新規参入に関する件、N T Tの経営姿勢と株式の一般売出し価格に関する件、郵政省・N T TにおけるV D T作業の改善に関する件、郵便物の需要促進方策に関する件等について唐沢郵政大臣、政府委員、運輸省、大蔵省、経済企画庁、国税庁、郵政省当局、参考人日本電信電話株式会社常務取締役経営企画本部長草加英資君、同社電話企画本部営業推進部

長西協達也君及び同社労働部次長和田紀夫君に対し質疑を行つた。

○建設委員会

昭和六十一年

十一月二十日 木曜日

十二月九日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

公共事業予算の執行と財源確保に関する件、道路整備特定財源に関する件、住宅税制及び住宅建設促進策に関する件、四全総に関する件、森林・河川緊急整備税に関する件、本四架橋の建設及びアクセス道路整備に関する件、地価対策に関する件、信濃川分水問題に関する件、建設業界に関する件、下水道整備に関する件、三原山噴火の観測体制と帰島問題に関する件、圏央道の環境影響評価に関する件、農地の宅地並み課税に関する件等について天野建設大臣、綿貫国土庁長官、政府委員、大蔵省、通商産業省、厚生省、自治省、運輸省、建設省、気象庁及び経済企画庁当局に対し質疑を行つた。

○予算委員会

昭和六十一年
十月

六日 月曜日

予算の執行状況に関する件について中曽根内閣総理大臣、後藤田内閣官房長官、栗原防衛庁長官、宮澤大蔵大臣、田村通商産業大臣、橋本運輸大臣、倉成外務大臣、玉置総務庁長官、加藤農林水産大臣、塩川文部大臣、三ツ林科学技術庁長官、平井労働大臣、綿貫国土庁長官、天野建設大臣、斎藤厚生大臣、稲村環境庁長官、遠藤法務大臣、金丸国務大臣、葉梨自治大臣、加藤木参議院事務総長、政府委員、杉浦日本国有鉄道総裁、日本国有鉄道当局及び参考人日本銀行総裁澄田智君に対し質疑を行った。

派遣委員から報告を聴いた。

○科学技術特別委員会

昭和六十一年
九月

十一日 木曜日

十一月 十九日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

地震の予知及び防災に関する件について参考人東海大学開発技術研究所教授浅田敏君、清水建設株式会社代表取締役副社長大崎順彦君及び日本放送協会解説委員伊藤和明君から意見を聴いた後、本件について意見の交換を行った。

十一月二十六日 水曜日

三原山噴火に関する件、ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する件、科学技術の振興方策に関する件、研究交流促進に関する件、宇宙開発に関する件、動力炉・核燃料開発事業団のプルトニウム汚染事故に関する件、幌延町の動力炉・核燃料開発事業団貯蔵工学センター誘致に関する件、原子炉解体に関する件、石炭政策に関する件等について三ツ林科学技術庁長官、政府委員、気象庁、資源エネルギー庁当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長林政義君及び同事業団理事植松邦彦君に対し質疑を行った。

○環境特別委員会

昭和六十一年
十一月二十六日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十二月 十日 水曜日

公害及び環境保全対策に関する件について稲村環境庁長官、政府委員、運輸省、通商産業省、林野庁、大蔵省、建設省、防衛施設庁、自治省、資源エネルギー庁、厚生省当局及び参考人日本道路公団理事窪津義弘君に対し質疑を行った。

○災害対策特別委員会

昭和六十一年

九月二十六日

金曜日

台風第十号及びその後の低気圧による被害に関する件について派遣委員から報告を聴いた。
台風第十号等による災害の激甚災害指定及び復旧対策に関する件、河川改修対策に関する件、災害復旧事業費に関する件、小貝川の破壊原因及び改修対策に関する件、水源税に関する件等について綿貫国土庁長官、政府委員、建設省、農林水産省、林野庁、自治省、中小企業庁、科学技術庁、厚生省及び通商産業省当局に対し質疑を行つた。

十二月

五日

金曜日

昭和六十一年伊豆大島噴火等に関する件について政府委員から報告を聴いた後、綿貫国土庁長官、政府委員、気象庁、運輸省、国税庁、厚生省、建設省、中小企業庁、文部省、消防庁及び自治省当局に対し質疑を行つた。

○選挙制度に関する特別委員会

昭和六十一年

十一月二十六日

水曜日

第三十八回衆議院議員総選挙及び第十四回参議院議員通常選挙の執行状況並びに選挙違反取締り状況に関する件について葉梨自治大臣及び政府委員から報告を聴いた。

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会

昭和六十一年 九月 十一日 木曜日	派遣委員から報告を聴いた。
十月 十七日 金曜日	北方領土問題の解決促進に関する決議を行つた。
十一月二十一日 金曜日	ゴルバチョフ書記長訪日問題に関する件、北方領土問題に関する件、北方領土隣接地域振興等に関する件、北海道総合開発計画に関する件、沖縄振興開発計画等に関する件、沖縄国体に関する件、沖縄における遺骨収集に関する件、嘉手納飛行場問題に関する件等について倉成外務大臣、綿貫沖縄開発庁長官、政府委員、運輸省、厚生省、総務庁及び防衛施設庁当局に対し質疑を行つた。

○外交・総合安全保障に関する調査会

昭和六十一年 十月 八日 水曜日	国際情勢の認識に関する件について政府委員、外務省及び経済企画庁当局から説明を聴いた後、政府委員、外務省及び経済企画庁当局に対し質疑を行つた。
十一月 十二日 水曜日	国際情勢の認識に関する件について参考人早稲田大学教授鴨武彦君、北海道大学教授木村汎君及

○ 国民生活に関する調査会

十一月二十一日 金曜日

び東京外国語大学教授中嶋嶺雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
国際情勢の認識に関する件について参考人中央大学教授斎藤優君、東京国際大学教授松井謙君及び日本長期信用銀行常務取締役調査部長竹内宏君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

昭和六十一年

十月 十五日 水曜日

国際化に伴う国民生活の対応に関する件について参考人A P 通信社記者サリー・ソロ君、上智大学教授グレゴリー・クラーク君及び社団法人国際日本語普及協会専務理事西尾圭子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

十一月 五日 水曜日

日本における国際化に関する件について参考人放送大学教授加藤秀俊君、P H P インターセクト編集長ロバート・ワーズ君及び国連大学特別顧問永井道雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

十一月二十六日 水曜日

日本における国際化に関する件について参考人評論家天谷直弘君及び日本長期信用銀行調査部小沢雅子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

十二月 十日 水曜日

国際化に伴う国民生活の現状に関する件について近藤経済企画庁長官、政府委員及び経済企画庁当局から説明を聴いた後、政府委員及び経済企画庁当局に対し質疑を行つた。

○産業・資源エネルギーに関する調査会

昭和六十一年
十月 八日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

産業・資源エネルギーに関する件について政府委員、科学技術庁、厚生省当局及び参考人国際エネルギー政策フォーラム議長・財団法人日本エネルギー経済研究所会長向坂正男君に対し質疑を行つた。

十月二十九日 水曜日

エネルギー需給見通しとエネルギー対策の基本的方向に関する件について参考人財団法人日本エネルギー経済研究所理事長・総合エネルギー調査会需給部会長生田豊朗君、東京大学名誉教授大島恵一君、神奈川大学経済学部教授川上幸一君及び埼玉大学教養学部助教授室田泰弘君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。

十一月二十五日 火曜日

石炭問題に関する件について田村通商産業大臣、政府委員、労働省及び自治省当局に対し質疑を行つた。

十二月 十七日 水曜日

産業構造審議会「二十一世紀産業社会の基本構想」報告に関する件について参考人読売新聞社論
説委員会副委員長河野光雄君及び社団法人日本経済研究センター研究主幹並木信義君から意見を
聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

石炭問題に関する件について田村通商産業大臣、政府委員、労働省当局及び参考人石炭鉱業審議
会政策部会長向坂正男君に対し質疑を行った。

十二月 十八日 木曜日

石炭政策の確立に関する決議を行った。

(付) I 参議院役員一覧

役 員		召 集 日	会 期 中 選 任
議 長		藤 田 正 明君	
副 議 長		瀬 谷 英 行君	
常 任 委 員 長	内 閣	岩 本 政 光君	
	地 方 行 政	松 浦 功君	
	法 務	太 田 淳 夫君	
	外 務	宮 澤 弘君	
	大 蔵	井 上 裕君	
	文 教	仲 川 幸 男君	
	社 会 労 働	佐々木 満君	
	農 林 水 産	高 木 正 明君	
	商 工	前 田 勲 男君	
	運 輸	中 野 明君	
	通 信	高 杉 廸 忠君	
	建 設	鈴 木 和 美君	
	予 算	桧 垣 徳太郎君	
	決 算	菅 野 久 光君	
	議 院 運 営	嶋 崎 均君	
	懲 罰	小笠原 貞 子君	
特 別 委 員 長	科 学 技 術	伏 見 康 治君	
	環 境	曾根田 郁 夫君	
	災 害 対 策	久 保 亘君	
	選 挙 制 度	岩 上 二 郎君	
	沖 縄 ・ 北 方	矢 野 俊比古君	
	国 鉄 改 革	61. 10. 24 設置	山内 一郎君 (61. 10. 24)
調 査 会 長	外 交 ・ 安 保	加 藤 武 徳君	
	国 民 生 活	長 田 裕 二君	
	産 業 ・ 資 源	浜 本 万 三君	
事 務 総 長		加藤木 理 勝君	

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 61. 12. 20 現在)

会 派	議員数	①昭64.7. 9 任期満了			②昭67.7. 7 任期満了		
		比 例	選 挙	計	比 例	選 挙	計
自 由 民 主 党	144(9)	20(5)	50	70(5)	22(2)	52(2)	74(4)
日本社会党・護憲共同	41(4)	9(1)	12(1)	21(2)	9(1)	11(1)	20(2)
公明党・国民会議	25(3)	8(2)	6	14(2)	7(1)	4	11(1)
日 本 共 産 党	16(5)	5(2)	2	7(2)	5(1)	4(2)	9(3)
民社党・国民連合	12(1)	4	3(1)	7(1)	3	2	5
新 政 ク ラ ブ	4	1	1	2	2	0	2
二院クラブ・革新共闘	3	1	1	2	1	0	1
サラリーマン新党	3	2	0	2	1	0	1
各派に属しない議員	4	0	1	1	0	3	3
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	252(22)	50(10)	76(2)	126(12)	50(5)	76(5)	126(10)

※ ()内は婦人議員数